

招集期日 平成23年3月8日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 議 3月8日(火曜日)午前 9時29分

閉 会 3月8日(火曜日)午後 4時25分

出席委員	委員長	永澤美恵子	副委員長	野口哲次
	委員	小出亘	委員	安道佳子
	委員	関谷真奈美	委員	向口文恵
	委員	宮岡治郎		

欠席委員 なし

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	健康福祉センター所長	教育総務部長
	生涯学習部長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明 佐藤大輔

△ 開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、きのうに引き続き、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものから教育委員会所管のものの審査から行います。

教育総務部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

教育総務部参事兼総務課長 おはようございます。議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち、教育総務部総務課所管の新規事業及び特筆すべき事業について概要を申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算説明書22ページから23ページの款15国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金、節1小学校費補助金、説明欄の4行目、安全・安心な学校づくり交付金313万2,000円は、藤沢小学校給食室改修工事に対する国庫補助金を3分の1の補助率で文部科学省から受け入れるものでございます。

下段の理科教育設備整備費等補助金120万円、同様に次のページの節2中学校費補助金200万円は、理科教育振興法に基づき、それぞれの小中学校の理科教材の購入に対する補助金を2分の1の補助率で文部科学省から受け入れるものでございます。

次に、24ページから25ページのみ9教育費国庫補助金、節2中学校費補助金、説明欄最上段の安全・安心な学校づくり交付金8,454万8,000円は、金子中学校校舎及び武蔵中学校校舎改築工事に対する国庫補助金で、3分の1の補助率で文部科学省から受け入れるものでございます。

次に、28ページから29ページの款16県支出金、項2県補助金、目9教育費県補助金、節2小学校費補助金、小学校校舎耐震診断推進事業補助金1,050万円及び節3中学校費補助金393万7,000円は、震災に強いまちづくり支援事業として小学校は宮寺小学校ほか7校の屋内運動場、中学校は武蔵中学校ほか2校の屋内運動場の耐震2次診断に要する費用に対し、2分の1の補助率で埼玉県から受け入れるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。予算説明書130ページから133ページにかけての款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費8,277万3,000円は、小学校施設の維持管理に係る委託料、老朽化や破損等による小規模な修繕を行

う費用及び諸工事費等でございます。

そのうち、小事業、諸工事費427万2,000円は、東町小学校浄化槽配管改修工事を初め3件の工事と、新久小学校、高倉小学校に段差解消スロープを設置するバリアフリー化対策工事等を実施する予算でございます。

中事業、運営費3億5,358万8,000円は、小学校16校の良好な教育環境の確保と適正な管理を図るために必要な消耗品費、光熱水費、機械器具借り上げ料等の管理運営上の諸経費でございます。また、本年度は小学校学習指導要領全面改訂に伴い、教師用教科書、指導書、各種教材を購入いたします。

大事業、施設整備事業6,463万9,000円は、藤沢小学校給食室改修工事、藤沢東小学校埋設管等移転工事などの費用でございます。

大事業、小学校耐震化推進事業1億1,048万5,000円は、宮寺小学校ほか7校の屋内運動場の耐震2次診断業務委託及び扇小学校ほか4校の校舎耐震補強工事実施設計業務委託を実施する費用でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費5,947万9,000円は、小学校費と同様に学校施設の維持管理、修繕等に係る費用でございます。

そのうち、諸工事費222万2,000円は、東町中学校及び西武中学校受変電設備改修工事と東金子中学校に階段の手すりを設置するバリアフリー化対策工事などを実施する費用でございます。

中事業、運営費1億9,758万7,000円は、中学校11校の良好な教育環境の確保と適正な管理を図るために必要な消耗品費、光熱水費、機械器具借り上げ料等の管理運営上の諸経費でございます。

最後に、大事業、中学校耐震化推進事業7億6,611万2,000円は、中学校施設の耐震化に係る予算でございます。

委託料では、武蔵中学校ほか2校の屋内運動場耐震2次診断、西武中学校校舎耐震補強工事実施設計業務委託などを実施いたします。

工事請負費については、いずれも本年度が初年度となる2カ年の継続事業での金子中学校校舎改築等工事、3カ年の継続事業による武蔵中学校校舎改築工事を実施いたします。

以上が総務課所管の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 ここで、委員長より申し上げます。

本日の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

ここで、お諮りいたします。本日の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。  
よって、傍聴を許可することに決しました。  
ここで休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

教育総務部参事兼学校教育課長 引き続きまして、平成23年度入間市一般会計予算のうち、教育総務部学校教育課所管の主な事業について概要を申し上げます。

まず、予算説明書128、129ページの款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、大事業、教育支援事業、中事業、学校教育支援事業1億1,002万7,000円は、学校や児童生徒の実態を踏まえ、個に応じた指導を展開し、確かな学力の定着を図るため、臨時職員を配置し、学校の教育活動を支援する事業を実施するものであります。主な事業としては、計20名の教科指導員を配置し、指導体制を充実するとともに、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう支援いたします。また、中学校にはさまざまな悩みを抱える生徒に対して気軽に相談に応じられるよう、各校1人、計11名のさわやか相談員を配置します。さらに、肢体不自由や発達障害等特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対しては、個々の児童生徒に応じた手だてや効果的な支援ができるよう、介助員や発達障害支援員を配置いたします。

また、英語指導助手関係費4,239万9,000円は、中学校における外国語の授業、小学校における総合的な学習の時間における外国語活動の指導の補助教員として配置予定の英語指導助手に関する派遣費となります。配置につきましては、中学校は各校1人、小学校は全体で1人、計12名のAETを予定しております。

続いて、子ども未来室推進事業797万6,000円は、乳幼児から中学生までの子供たちの学校間の滑らかな接続や個別指導、早期支援を行い、瞳が輝く入間っ子の育成を目指した各種事業を推進するものでございます。

続いて、予算説明書132ページ、133ページ、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及準要保護児童生徒援助費6,841万4,000円ですが、平成22年度実績などにより援助者980人を見込んだものでございます。

予算説明書134ページ、135ページ、款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費、大事業、要保護及準要保護児童生徒援助費5,798万8,000円ですが、平成22年度実績などにより援助者550人を見込んでございます。小中学校合わせての援助者数は、全児童生徒数のおおむね12パーセント弱になる計算でございます。

同じく予算説明書134ページ、135ページの款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、大事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業の1億5,698万9,000円は、国庫補助を受けまして、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公立幼稚園との保護者負担との格差を是正する内容が主なものです。

同じく大事業、私立幼稚園保護者負担軽減対策補助金の3,442万5,000円は、市内に住所を有し、私立幼稚園に在園している園児1人につき一律1万7,000円を支給し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

以上、学校教育課所管のものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

学校給食課長兼学校給食センター所長 続きまして、学校給食課所管の概要について申し上げます。

歳入から説明させていただきます。予算説明書35ページの上段になります。款21諸収入、項5目1雑入、節3学校給食費受入金2億2,049万8,000円は、学校給食センターの対象校であります中学校10校の生徒及び教職員などの給食費で、対象人員は4,316人を見込み、計上いたしました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。予算説明書149ページの上段になります。款10教育費、項6保健体育費、目4学校給食費、大事業、学校給食センター管理運営費、中小事業、賄材料費2億2,060万5,000円のうち2億2,049万8,000円は、先ほど歳入で説明させていただきました給食費に係る給食食材の購入費用を見込み、計上いたしました。同じく賄材料費のうち10万7,000円は、学校給食衛生管理保存食用材料費として計上いたしました。

次に、大事業、学校給食センター施設設備整備事業2,170万8,000円は、平成17年度から平成22年度に契約した学校給食センターで使用している調理機器のリース料及び平成23年度に契約を予定している調理機器のリース料であります。

次に、大事業、自校給食設備整備事業2,987万4,000円のうち2,887万4,000円は、平成17年度から平成22年度に契約した自校給食校17校で使用している調理機器のリース料及び平成23年度に契約を予定している調理機器のリース料であります。平成23年度に購入を予定している主なものといたしましては、食器洗浄機、ガス回転がま、食器消毒保管庫、牛乳保冷库、2層式丸形フライヤーがあります。

以上で概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項1教育総務費についての質疑を願います。

安道委員 初めに、教育総務費のほうで、今年度、先ほど説明がありましたけれども、管理費、運営費等々どの項目も増額されているなというふうに感じました。施設工事費なども一定確保さ

れてスロープなども設置される、あるいは小学校の給食室も改修されるというふうなことで予算がつけられてよかったなと思っているところなのですけれども、こういうふうに改訂もされるということで、教科書も、新たに指導書もというふうなことで一定ついたのでと思うのですが、そういう中において図書費については、図書費というのか、学校図書館の、図書室の図書整備事業については今回本来ですと、前年ですと小学校に今回はどんと予算がつくというふうな形であったのが、これ見送られて補正でついたというふうな形になりましたけれども、やっぱり図書費購入についてもきちんと確保していくというのが本来のものであったと思うのですが、その点はどのようになっているのでしょうか。

委員長 教育総務費の……

安道委員 教育総務費。

委員長 今学校……

〔何事か言う人あり〕

安道委員 でも、その中に入りますよね、学校図書購入費は。

〔(学校のね) と言う人あり〕

安道委員 はい。

〔(あるとしたら、どこら辺に位置する科目なのかな。載っていないということで……) と言う人あり〕

安道委員 載っていないのですけれども……

〔(図書費どこに載っていました) と言う人あり〕

安道委員 これには……

〔(教育総務課の事務局費とかいうこと。それちょっと。位置づけをちょっと……) と言う人あり〕

安道委員 総務課の項目に入っているのです、学校図書館整備事業は。平成23年度は、ここに入っていない。前年までここ平成23年度に予算が予定……

〔(小学校費) と言う人あり〕

安道委員 小学校費。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 ごめんなさい。では、ちょっと話が飛んでしまったかな。

〔(いいの、いいの) と言う人あり〕

安道委員 いいですか。

〔(ただ、位置づけがどこら辺かというの) と言う人あり〕

安道委員 ごめんなさい。では、一応図書の整備事業というふうなことで、そこの部分でお願いします。

教育総務部参事兼総務課長 先ほどお話がありましたとおり、図書購入費につきましては平成22年度の補正予算ということで、今回小中学校に10万円ずつということで補正予算で計上させていただいております。

以上でございます。

委員長 済みません。申しわけありません。小学校費は次になりますので……

〔何事か言う人あり〕

委員長 いいですか。よろしいですか。今総務費のみでお願いいたします。申しわけない。先ほど……

〔何事か言う人あり〕

安道委員 では、小学校費は後なので、総務費のほうで、ページでいいますと132ページから133ページ、いいのですよね。総務費からだから、いいのですよね。

委員長 はい、総務費。

〔何事か言う人あり〕

安道委員 ごめんなさい。では、またもとへ行って申しわけないです。では、本来に戻ります。済みません。では、128から129ページの教育支援事業、本来のところに戻っていきたくと思いますけれども、ここのところで各学校、小中合わせて20名支援事業というふうなことで配置されるというふうなこと、これは総括質疑の中でも出されたわけですけれども、中学校についてははまだ4名のみで、全校に各1名配置されていないというふうなことで指摘もあったわけですけれども、これについてはやはり再三にわたって決算のときにも指摘され、繰り返しここについては全校配置をという要望があるわけですけれども、これについて改めて、教育長も今回は出席していただいていますし、この部分については見通しはどのようなふうになっているのか、その辺のところをお願いします。

教育長 お答えを申し上げます。

やはり全校に教科指導員の配置というのは極めて望ましい状態だなと思ひまして、教育委員会としても継続して市長部局のほうに要求をしているところでございます。基本的には、学力の向上というところにつながってくるのかなというふうに思っているところでございまして、今後も継続してお願いしたいと思っております。

ただ、今年度教育委員会もこの人数で少し様子を見た一つの理由は、やはり学校というところは、私は基本的には静かで人を育てる場ですから、静かできれいな場でなければいかぬなど思っているのです。落ちついた環境の中でやはり人間味あふれる教師がわかる授業を展開していくことが学力向上につながっていくと基本的には考えている。とりわけ今教育委員会としては、教員の資質の向上というのも4年間取り組んできておりますし、もう一つは落ちついた環境ということでは学級の中でとりわけ、いろいろな要素はあるのですけれども、

もちろん教師の指導力不足も落ちつかない理由の一つにはなりますけれども、ただクラスの中に4から6パーセントいる発達障害の子供たち、この接し方が今までわからなかったゆえに学級が落ちつかなかったという現状があるわけです。これは、安道委員さんも十分その辺はご理解いただけると思うのですが、その接し方を今未来室の巡回支援や、そういうところを通してやっておりますので、その面で少し今回だけはちょっと様子を見ようかなと、この点で様子を見ていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

安道委員 落ちついた教育環境を確保していきたいということであるならば、こうした支援を配置していくということも重要だと思います。まして中学校は、非常に今求められているのではないのかなと。今子ども未来室のほうとともに一生懸命力入れていますというふうなお話ですけども、この間不登校などの数字、この間も示していただきましたけれども、中学校のほうが多いわけですね、圧倒的に。中学校のほうにももう少し重点をとというふうなことになる、ここの配置というのはやっぱり課題だと思います。来年の見通しというのは、どうなのでしょう。

教育長 予算をつけていただくところは市長部局のほうですので、ここではっきりしたことは申し上げられませんが、教育委員会としては継続して要求してまいりたいと、かように思っております。

以上でございます。

安道委員 あわせてお願いします。同じところなのですが、先ほども説明にありました介助員さん、支援員さん、これも各学校に配置して支援していますと。現場のほうでは、やっぱりこの方々がいらっしゃるとうちに助かると。介助員さんや支援員さんがいてくれることで担任も随分助かっていますという声は聞こえています。これについては、小中どういふふうに配置、人数などはどのようになっていますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 これにつきましては、発達障害については平成22年度実績につきましては小学校、中学校、特に支援が必要であるというところに配置してありまして、特に小学校だから、中学校だからということではございません。平成22年度につきましては、今年度につきましては12名を配置して、発達障害支援員12名、それから介助員については10名を配置してやってまいりました。

安道委員 そうしますと、これは一定現場の声にこたえられるように配置されているというふうにご認識してよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 各学校からの要望に基づいて配置しております。

以上です。

安道委員 今後もそういった形では対応をきちんときめ細やかにお願いしたいと思うところなのです。



が、あわせて次に移っても……

〔何事か言う人あり〕

関谷委員 じゃ、支援員と介助員についてお伺いします。

昨年度と多分介助員同じ10名のまま、発達障害児童生徒の支援員も同じ人数なのかなと思いますけれども、これはこれで足りているとお考えなのか、本当はもっとふやしたいけれども、予算的に無理だから、この人数なのか、どちらでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 現在のところ、各学校からの要望にこたえられている状況だというふうに認識しております。

関谷委員 教科指導員のほうについてもいいですか。

〔(いいというか、関連だから)と言う人あり〕

関谷委員 いいですか。じゃ、教科指導員についてお聞きします。

予算をつけるのはこの部ではないから、要望はしていくというのはわかるのですが、教科指導員について成果が得られているということなので、このまま中学校が4校にのみ、ほかはつけられない、4校にのみつけられていくと、どんどん学力に差がついていくとお考えでしょうか。

教育長 配置することによって他の学校との学力差があるかどうかという問題ですが、これは極めて私はないというふうに考えております。というのは、非常に人事等配当いたしまして、やはり平等な戦力を各校に配置するというわけにはいかない、人間の問題で。教師の力量に差があるわけですから、それぞれの。ですから、これは人事ですべてどの学校にも同じ戦力が配置できるということは人の問題ですから、なかなか難しいと。どうしても人の配置の関係でうまくいっていないという学校に極力支援員をつけたり等しているのが今の現状でございますので、特段そのほかの学校に差がつくというようなことは私どもないと判断しております。

以上でございます。

関谷委員 重ねてお伺いしますけれども、では例えばあと4年も5年も予算がつかないとしても、各学校によって学力の差は出てこないとお考えでしょうか。

教育長 現在4名いただいておりますが、毎年同じ学校に配置はしてございません。年度によって変えてございます、今言ったような形で。ちょっとこの学校だと、どうしてもこの先生は配当できないと。ですから、そのかわりに、ではこの教科の支援員を配置してその分を補っているという現状でございます。

以上でございます。

関谷委員 そうしますと、中学校4校なのですけれども、今年度措置した学校と来年度、平成23年度措置する学校は、全員学校名は違ってくるのでしょうか。

教育長 全員というわけではないですが、一部は変わってございます。というのは、実は県費教職

員の配当が変わってくるわけなのです。まず、定数が例えば普通学級ですと40人に対して1名ですよね、学級数に対して。それから、教科の関係で変わってきますし、それ以外に県費の県のほうから生徒指導加配であるとか、少人数加配であるとか、いろいろな形でついてきます。ただ、その人数も全部の学校にやっぱりつかないのです。例えば11校中3校にしかつかないとか、2校にしかつかない。だから、その学校が配置できなかったところに今度は教科指導員を配置するとかしながら、それぞれの学校の戦力が同じになるように今考えて配当しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

関谷委員 1年前のことなのですけれども、家庭科とか、そういった教科に教科指導員がついてると聞いたのですけれども、平成23年度の教科としてはどんな教科につくのでしょうか。

教育長 家庭科という問題は、多分西武中学校かなと思いますが、3年前に学級数が減って家庭科の教員が配当できなくて、やむを得ずそういう措置をとらせていただきました。私どもその人的な配置は県がすべきであるということで、県の教育委員会に強く要望いたしまして、その翌年からは全部県で非常勤の講師を配置していただいております。今年度西武中学校の例をとりますと、家庭科と、もう一つは美術の先生、これが不足しますので、これも非常勤講師を配置するようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

小出委員 すごく基本的な質疑なのですけれども、指導員さんとか足りないところに入られる方は、現場の先生が手を挙げて入れてほしいという要望を取り上げるものなのでしょうか、それともどういう判断でされるのかというところ。

教育長 その判断は、校長の要請です。教育課程を編成するのは校長にありますので、やはりその教育課程の一番弱いところがここちょっと弱くなるので、お願いをしたいと。弱くなるというのは、専門の先生が持てないという場合です、時数の関係で。そういうことで要求がありますので、それを配置しているということでございます。

以上です。

野口委員 教科指導員の件で教育長からいろいろなご答弁というか、ご説明あったのですけれども、まずちょっと確認なのですけれども、教科指導員というのは何か問題があるから配置するというのではなくて、いわゆる個に応じた指導を強化するためにあるということで、最初そういうことをおっしゃったのですけれども、それについてのご認識をちょっと確認したいのですけれども。

教育長 全校に11名配置していただきますと、そういう形の対応が可能かなと今現在思っております。今4名ということでございますので、なかなかそういう理想の配置ができませんものから、せっかくいただいた貴重な税金を執行するときには効果的な執行がよろしいかと思

って、当面そういう形でここ二、三年執行させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

野口委員 本来の目的は、個に応じた指導ということで入っていただくということで、そして学力の  
不平等が生じないかということ、ちらっとあったのですけれども、目に見えて、学校の先生の  
の努力もあるし、生徒の努力もあるし、差が出るとは思いませんけれども、個々の生徒から  
見れば機会という意味で、つまり私がいわゆる教科指導を見たときには数学のときのT Tで  
したけれども、あれすごくやっぱりいいわけです、わからない子にとってみれば。たった3  
年しかない中学校生がそういう機会に恵まれたらわかるということもあると思うので、全  
体に押しなべたら差は出ないとしても、やはり個々の生徒からしてみれば不平等ではないか  
と思うのです。そういった認識というのはおありですか。

教育長 確かにその側面もあるというのは認識しております。ただ、県のほうでも、今言う数学と  
いう例が出ましたけれども、数学でT Tを配置するとか、そういうのも全校には配置してご  
ざいませぬ。ですから、どう説明したらいいですか、県も11校中11校に全部では数学のT T  
を配置するかというと、そうではないのです。入間市に来るのは3校ぐらいであるとか、理  
科がではT Tでというのはやっぱり3校とか、それぞれの学校のニーズやら何やらで全校に  
はT Tが配置できないというのが現状でございまして、多少のすべて平等というわけにはい  
かないので、できれば11校配置したら、それぞれ今言ったように数学で全部T T、少人数が  
できるというような対応ができるかなというふうに思っているところでございまして、また  
来年度も要求はしてまいりたいと思っております。

以上です。

野口委員 では、確認なのですけれども、そこに不平等、機会の不均等があるというご認識は教育長  
にもあって、企画部にもそれは伝えているということよろしいのですね。

教育長 そう考えていただいて結構でございます。

以上です。

野口委員 この支援員とか含めて十分な配置とともに、やはり研修というのですか、そういったもの  
が必要になるのですけれども、今年度はどういった研修を予定されているでしょうか。介助  
員含めて。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 平成23年度ということよろしいでしょうか。

野口委員 それで結構です。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 介助員、それから発達支援員の研修ですけれ  
ども、平成22年度も行いました。内容としましては、発達支援員の場合は一般的な理論編、  
発達障害とは何ぞやということ、それから具体的な支援方法、こういうことについて講義を

受けています。介助のほうですけれども、こちらのほうも介助の仕方について実技も交えまして、研修を行っているところです。これも引き続いて同じようにやっていく予定です。

以上です。

野口委員 回数とか、つまり1回行った人はほっておくとか、初めての人とか、頻度的なものはどうなのですか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） こちらのほうは、新しい人、それから継続の人、関係なく全員毎年行っております。

向口委員 ちょっとどこの箇所に入るのかわからないので、この辺で、この支援員のところでいいのかなとも思ったのですが、今度東金子中と藤中……

委員長 少々お待ちください。関連はよろしいですか、学校教育の支援事業のほうで。今関連ではないですよ。

向口委員 そうです。

委員長 教育支援事業でよろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 この際、委員として質疑を行いたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。質疑を行います。

永澤委員 申しわけありません。きょうは、教育長、ありがとうございます。基本的にちょっと予算のことですので、平成14年から平成16年度までは全校配置されていたと、教科指導員が。そこで、平成17年度から100パーセント市費で担ったというふうに認識をしているのですが、平成17年度と今年度の今おっしゃっていましたが教科指導員、発達支援員、その市費の部分での予算ベースでどのくらい差があるのか、ちょっと教えていただけたらありがたいのですが。

教育総務部参事兼学校教育課長 平成17年度につきましては、教科指導員の決算額につきましては3,425万5,853円でございます。そして、平成22年度につきましては2,694万円を見込んでおります。

以上でございます。

永澤委員 それは、発達支援員、介助員含めてすべて、今私申し上げたのは、市費の部分の教科指導員、発達支援員、介助員含めてのすべての今必要であるというところでのベースでお聞きしているのですけれども。

教育総務部参事兼学校教育課長 失礼いたしました。今申し上げたのは、教科指導員のみの数値でございました。それらを全部入れますと、平成17年度では6,192万5,013円でございます。そして、平成22年度、今年度では6,775万7,000円を見込んでございます。

以上でございます。

永澤委員 そうしますと、市費の負担としましては580万円ぐらいプラスになっているということで大変ご努力をいただいているというところがわかるのですけれども、やはり今教育長おっしゃったように、いろいろな意味で学校側が本当に求めている支援員のあり方というのが変わってきているのかなと私は実際教職員の方とお話をさせていただいて感じるころなのです。そういう意味で今教科指導員のことが大変問題になっておりますけれども、やはり小学校に置いたほうが効果的なのか、中学校に置いたほうが効果的なのか、専門としてはどちらに教科指導員としての効果が見られるとお考えか、ちょっとお聞かせ願えますか。

教育長 全校に配置されるのが望ましいとは思いますが、小学校か中学校かのご指摘がありますが、ご質疑ですが、私は小学校に置いたほうが効果的であるというふうに思っております。とりわけ中学校の教育は、小学校の教育の基礎の上に立って行う教育でございますので、その基礎ができていないと、やはり中学校の教科に、学習についていくのはなかなか難しいかなと思うのが1点。

それから、もう一点はやっぱり県の教員の配置が中学校は教科で配当されておまして、小学校は担任で配当されておりますので、どちらかということ中学校のほうが余分に教員が配当されているというのが実態でございます。そういう面では小学校に配置するというのが極めて子供たちにとってよいのではないかと、そう思っている教科指導員は小学校にまず優先的に配置しているところでございます。

以上でございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

向口委員 先ほどちょっと途中だったのですけれども、東金子中と藤沢中に今度特別支援学級をつくっていただけたということで大変ありがたいお話なのですけれども、聞くところによりますと、2クラスずつあるということで、そこにそれぞれの担任の先生がついていただくわけなのですが、その先生の方々というのは、ほかの教科も持っていらっしゃるというふうにお聞き、そういう認識でよろしいのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 担任専門でやる場合と、それから教科も何時間か持ってもらっている場合と2つございますが、主には担任専門でやってもらうということのほうが多くなっております。

以上です。

向口委員 専任でやっていただければ心配はないと思うのですけれども、例えばその先生がほかの授業に行ってしまう間というのは、ときもあるということだと思っておりますけれども、そういう場合はそこには担任といいますか、人がいなくなると思うのですけれども、どうなのでしょう。

教育長 中学校の関係なものですから、私のほうでお話をさせていただきたいと思います。

基本的には、特別支援学級の担任は特別支援学級の子供をしっかりと見て指導していただきたいと私、教育長としては個人的には思っております。ただ、国の流れはそうではなくて、いろいろな方が特別支援学級の中に普通学級の先生も入って教育するよという形で少しシフトが変わってきているところなのです。その中で一番懸念されるのは、私は特別支援学級の担任の何か責任感というのが少し薄れてしまうのではないかと、いろいろな人が入ることによって。その辺がちょっと懸念しているところですが、ただ当分の間は担任がしっかりとその子供たちを責任を持って見るよというところで校長を今指導しているところでございます。

ただ、これもまた西武中学校なのですけれども、規模が小さいものですから、全員の教科の先生が配当されていない。一例を挙げますと、あそこには家庭科の先生がいないのです。ところが、家庭科の免許を持っている先生が特別支援学級を持ちますと、その先生が普通学級の家庭科の授業を持つことができると。今その持っている時間どうするのだよということですが、持っている時間はほかの普通科の先生が来て担任を一時するという形になるわけでございます。だから、子供のところに先生がだれもいないということはないよということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

関谷委員 今の東金子中と藤沢中の特別支援学級についてお伺いします。

もう4月からのことなので、生徒数決まっていると思うのですが、それについて教えてください。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 東金子中学校は、全部で5人です。藤沢中学校は、全員で2名という予定になっております。

以上です。

委員長 知的、障害分けていただけますか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 東金子中学校のほうですが、知的が3名、情緒が2名、藤沢中学校のほうは1名、1名でございます。

以上です。

委員長 学年もよろしいですか。1年生ですか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 学年ですか。

委員長 1年生のみよということよろしいですか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 東金子中学校のほうは、全員1年生です。それから、藤沢中学校のほうは知的が2年生、情緒が1年生です。

関谷委員 それで、この東金子中、藤沢中に限らないのですけれども、担任の先生の資格というか、

そういったものなのですが、ちょっと済みません。私余りよくわからないのですが、特別支援学級のほうの資格を持っているとか、そういったことはあるのでしょうか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） 特別支援学級の教員ですけれども、資格を持っている者もいれば、まだ取得中の者、それから持っていない者というふうにあります。

以上です。

関谷委員 今後は、資格を取っていただくようにするとか、またその資格を持っている者を採用するようにするとかといった方向でよろしいでしょうか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当） そのように考えております。

以上です。

委員長 関連ございませんか、今ので。よろしいですか。

〔(なし) という人あり〕

安道委員 では、同じページで、129ページの英語指導助手関係費の件なのですけれども、総括質疑の中でも委託料から手数料へというふうなことで、答弁では偽装請負の指摘があってこのようになったというふうなことで、問題があったというふうなことを答弁が、そういう指摘があって、というふうな改善が図られたのだというふうな内容だったかなと……

〔(指導) という人あり〕

安道委員 指導を受けたというふうなことでしたよね。そうしますと、この英語指導助手についてはこれまで入間市ではこういった偽装請負というふうな形のものがあったのかどうなのか、その辺のところはどうなのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 偽装があったかどうかということなのですけれども、それについてはございませんでした。委託という形での派遣というか、委託という形での契約をしておりました関係上、委託契約の場合は各学校あるいは教育委員会のほうからその都度AETについてここはこうして、ああしてという、こういう指示はできないことになっております。それは、実際してこなかったわけなのですけれども、大きな指導計画を渡して、これをお願いしますという形でやっておりました。労働局のほうからの指摘によりますと、やはりそれはなかなか学校現場あるいは教育現場については非常に窮屈な面が多いだろうということで今後十分気をつけるようにというご指導がありましたので、派遣という形になってきたという経緯でございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、雇用についてはこれまでも、これからも同じ形というふうなことだと今認識したわけです。といいますのは、決算のときに実際の授業を見させていただいて、正直な感想を申しますと、非常に違和感持ったわけです。今おっしゃるとおりに、本来ですと、教育現場というのは指導前、指導後に担任とその指導助手の方が本来ならばきちんときょう

はどういうふうに授業を進めようかと、どういうふうにしてプラン立てて授業を進めて、どの程度まで子供たちにやっていこうかと話し合っただけで授業して、そしてその後もどうであったかというふうにして話し合っただけで進めていくのが本来のあり方ではないのでしょうか。こういう形になると、お任せしますというようなことですよね。担任のほうでは、その現場においては、私が見た感想ですけれども、全くコミュニケーション、担任の先生と英語指導助手の方ではやりとりがないわけです。子供たちを前にしてやりとりがないから、子供たちが指示を受けたことに対してどうやったらいいのだろうかというふうに疑問を抱いていたりとか、困惑したりとかというふうな状況があるのです、その場に。だけれども、それについて例えば子供たちにこういうふうに支援してくださいとか、手だてしてくださいとか、相互に援助し合いながら授業が進められていないというのは非常に不自然なものを感じたのです。そういうあり方でいいのかどうなのか、その辺お聞きしたいのです。

教育総務部参事兼学校教育課長 この契約については、もう今年度は派遣という形になっておりますので、各学校現場でAETを含めて、AETと、それから日本の教師、その間で十分事前、事後の打ち合わせがなされているというふうに私どものほうは考えております。授業の中でも必要に応じてやりとりしながら、また子供の実態に応じて指導の手順とか、あるいはそこに提示する教材とかも工夫しながらやっていくというふうにしていかななくてはいけないだろうというふうに思っております。また、そういうような形で私どものほうも指導主事等通じて指導しているところではございます。

以上です。

委員長 確認なのですけれども、今年度はどちらなのですか。今年度からもう派遣になっているということで、今、今年度とおっしゃったので、今年度からもう派遣になっているという認識でよろしいのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今年度から派遣契約で進めております。

〔(22年度)と言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 22年度。

〔何事か言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 そうです。

安道委員 そうしますと、労働局のほうから指摘を受けた、なかなか窮屈ではないかというふうな指摘というのは、もっともな指摘だと思うのです。そういったことから考えて、平成22年度それでやったと。平成23年度、新年度から今後についてはこの雇用形態どういうふうにしていこうと。やっぱり改善が図られていかないとまずいのだろうと思うのです。どのようになるのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 平成23年度におきましても派遣という契約でやっていく方針でござ



います。

野口委員 ちょっと確認なのですけども、委託契約で、それはパッケージですから、つまり請負と一緒に、現場が指示できない、ですから派遣が変わった、それは今年度ということはわかった。ですから、よくなったのです。よくなったということを前提に、質疑なのですけども、委託のとき……

委員長 ちょっと待ってください。安道委員、わかりましたか。

野口委員 誤解している。

委員長 要するに請負は平成21年度までだ。

野口委員 それがパッケージ。

委員長 今は、その方に指導、AETに指導とか話し合いができるという、そこを頭に置いていただいて、それが違うふうにいっているのであれば……

野口委員 委託はパッケージで、派遣は来て何でも指示できるの。だから、よくなっているのです、契約は。

委員長 そうですね。

野口委員 契約がよくなったことを前提に質疑なのですけども、パッケージのときには現場が何も言えなかった、ちょっと私えっと思ったのですけども、そうではないでしょう。やっぱり言って普通やっていたでしょう。ただ、言っていることが請負でも委託でもつまり言えるのです。程度の問題なのです。つまり家を建ててくれといった場合に、頼んだ人がこうやってくれ、ああやってくれ、言えるのです。ただ、それはだから程度の問題。ですから、ただここはあだというのは、それはもう委託、請負ではないという程度の問題で、やっぱりやっていたのでしょう、今まで。だから、程度の問題はそんなに変わらない。やりやすくなったということで私は理解しているのだけれども、今まで打ち合わせがなくて、これからやれるよという認識でいいのですか、本当に。

教育長 これまた中学校の関係ですので、申し上げますと、今野口委員が……

委員長 いえ、小学校を見させていただいたのです。

〔何事か言う人あり〕

教育長 野口委員のおっしゃっているとおりでございまして、委託のときも私どもは当然子供のため思ってこうしてくれ、ああしてくれ、もっと説明せいという形の指導はしておりました。それが労働局の関係で、それは確かにまずいと言われたものですから、この派遣に変えたというのが現状でございまして、安道委員さんの見られたのは大変不幸な授業を見せられたかなんと思っているところでございまして、大方の教員は、TTというのは形はいいのですけれども、今おっしゃるとおり、互いの先生と話し合う機会がなかなか時間がとれないというのが現場の現状でございまして、でも、極力事前に簡単な打ち合わせをして授業に入るようにと

いう指導はしているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

安道委員 では、私のほうにちょっと理解不足があったということで認識しましたけれども、そうするとこれからはそういった指導については改善が図られて、ちゃんとコミュニケーションもとれて指導に生かされるというふうなことで認識してよろしいのでしょうか。

教育長 そのようになるように学校を指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

安道委員 人材の確保という点でも大丈夫なのでしょうか。見通しというのは。

教育総務部参事兼学校教育課長 人材と申しますのは、AETの人材ということですか。

安道委員 はい。

教育総務部参事兼学校教育課長 これにつきましても、こちらで業者等から示されたものを面接等しまして、そしてこの人をお願いするという形で契約をしております。

以上です。

向口委員 それでは、131ページなのですけれども、教育研究所費のうち教育研究所運営費なのですけれども、教育研究所さんの主たる日ごろの業務と申しますか、済みません。認識不足で申しわけないのですけれども、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

教育総務部参事兼学校教育課長 教育研究所の中で実際行われている中身につきましてですけれども、一番大きいのは研修事業でございます。そして、もう一つはひばり教室、不登校のお子さんたちに通ってきてもらっている、そういう子供たちへの指導、また教育相談活動、それから各学校を担当者等が回っての巡回での相談、生徒指導、それから教育相談等含めての指導、そういうものが主な事業でございます。また、今現在、教育研究所の中でというのでしょうか、そこを、場所を使って幼児の通級指導教室、これも現在そこに場所を置いてやっているところがございます。

以上です。

向口委員 そうしますと、今入間市で取り組んでおります子ども未来室との兼ね合いなのですけれども、今後はどのような形で、2つ路線があって、それをずっと続けていくとか、またいろいろ工夫して統合していくとか、何かどういうお考えがあるのかと思うのですが。

教育長 組織に関することですので、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

子ども未来室の今事業を計画から本年度実践という形で3年を迎えるわけです。基本的には、どういう方向に持っていかうか、どういう組織にしていこうかというのは、今のところ見えてございません。基本的には、小さく生んで大きく育てようという形で考えてございまして、例えば今福祉部と連携等してございます。福祉部の持っている文化、それから健康福

祉センターで持っている文化、あそこでも親学一つとりまして母子愛育を中心として健康センターもゼロ歳から3歳の親学はしてございますし、子どもは3歳から16歳までの親学をやったりしてございますし、いろいろなところでいろいろなものが今兼み合っておりますので、未来室の計画の全体計画の中からその辺を精査しながら、どういう方向にいかうかなと思っておりますのでございます。基本的には、3年間は幼児期に重点的に整備を、幼児期のそこを整備しよう。後半は、中高、この辺のところを整備しながら、20歳までの自立を考えていかうではないかと。恐らく6年後ぐらいになると、どこの場所で、どういう組織でやっていけばいいのかというのがはっきり見えてくるかなと思っておりますのでございまして、その辺のところを想定しながら今事業を進めさせていただいております。

以上でございます。

安道委員 関連でなのですけれども、済みません。今のお話なのですけれども、不登校対策事業のほう等も関係してくるのかなと。見ますと、ひばり学級と不登校対策事業を今後どういうふうにしていくのか、子ども未来室というふうな中に取り入れていくのかどうなのか、その辺のところの不登校対策事業について予算がほとんど伸びてきていないというのか、ひばり学級のことについても今回この中には入っていないというようなことでいくと、今後こういった課題はどういうふうにつくっていくのか、その辺の見通しをお願いしたいと思います。

教育長 ご指摘の不登校の子供たちの対策も未来室事業の中にきちっと位置づけていかなければならぬというふうに思います。ただ、現状としますと、不登校の関係については今のままでしばらくいって、当面手がつけていなかった発達障害の子供たちのところに視点を当てて今取り組んでいるというのが現状でございまして、その辺があと2年ぐらいしますと大体のラインが出てきますので、そうしたらまた全体を見て、またどうするかという形を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

安道委員 この間の教育長の説明でも、不登校は減りましたというふうなお話ありましたが、それはそういう発達障害とかのことで適切な対応がされていなかったということも要因ではないかというふうな説明がありました。確かにそういう側面もあるのだと思うのです。でも、これまでの数値でいくと、不登校はやっぱり中学生でぐっとふえてきているというふうなことでいうと、そういったこともあるかもしれないけれども、さまざまなやっぱりほかの要因もあるのだろうと。学校の現場サイドからは、そういった点では対応についていろいろ大変な面も出ているのだと思うのです。だから、子ども未来室という大きな枠の中でというふうなとらえ方もあるのだと思いますけれども、中学校対策という点でもやっぱり必要ではないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

教育長 必要の度合いの問題かなというふうに思っているのですけれども、私は必要だと思ってい

ます。それを、では必要だからといって予算をそのところに焦点を当てて、一気に人を配置してどう解決するかという問題も当然あると思いますが、現状としては今のままでいくのが全体の流れとすれば、大枠からすると、やむを得ないのかなど。いいとは思いませんけれども、やむを得ないのかなというふうに思っております。

この事業を取り組んでみて気づいたことなのですけれども、基本的には子供を中核に置いて、そこにかかわる大人の意識をどう変えるかによって随分子供は変わってくるなというふうに思っているのです。例えば幼児期に親学をしながら親の子供に対する接し方が変わってくる、あるいは保育園、幼稚園の先生の意識が変わって子供への接し方が変わってくる、小学校、中学校に入って教員の意識が変わって接し方が変わることによって子供は変わってくるという場面が、この1年ですけれども、随分見させていただいております。そういう面では、しばらくの間はこのような形をとりながら、あと3年後ぐらいに今ご指摘いただいたようなところもそうすると鮮明に見えてくるのではないかなと思いますので、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

野口委員 関連です。子ども未来室の関係で、ちょっと教育長がいるので、その方向性については述べさせていただきたいのですけれども、その前に個別の質疑で、さきの説明会でいろいろ説明していただいた育ちの記録シート、広報にも配っているというあれがありますね。ただ、これは全児童生徒対象にというか、入学した全生徒ですか、児童に配られているということで、学校の担任との間でお役に立ててくださいみたいなことですよ。ですから、これは障害児もしくは発達障害のお子さんを対象にしたものではないという説明ありました。一方、それについては県の発行したサポート手帳ということなのです。これは、障害福祉課に置いてあるのです。ここで私考えるのですけれども、せっかく今発達支援等の支援、コーディネーターやっぺらっぺらる未来室がなぜこれを普及、相談に乗らないのかということなのです。その点をお聞きしたいのです。これ県の福祉部がつくったものだから、福祉部に置いているということでは私は納得できないので、活用の面ではなぜ子ども未来室が活用しないのかということです。

教育長 ごもったもなご指摘かと思っておりますけれども、未来室のほうとしてはなぜその育ちのシートを使うかということは、発達障害の子供にだけそのシートを渡すと特別視的な形になって、なかなか親も使いづらいのだと。ですから、健常児もあわせて全員に本市ではそのカードを使って配布すると。そうすると、どの親も気楽に使えるというような意図がございまして、そういう形を今対応しているところでございます。ただ、詳しくはそれを配布した後、県のチェックシートだけ。

〔(サポート手帳) と言う人あり〕

教育長　　そうですね。その活用も担当と福祉部ではどうするか今しておりますけれども、まずは今の段階では全員の親に配布するほうがより活用しやすいだろうという視点に立ってそれを配布したということでございます。

　　以上でございます。

野口委員　　ですから、全児童の底上げというのですか、先生から見れば指導のしやすさ、保護者からすれば安心感、それはいいと思うのです。ただ、日々の生活で対応ができない子供がいらっしゃるわけです。そのためにどうしたらいいかというので、事細かにお医者さんのこととか、何ができる、できないとか、そういう細かなことというのは、これしかないのです。こっちはないのです。やはり今支援を要する子にどうやったら支援できるかということが緊急課題ではないですか。ですから、これをやるなど言っているのではなくて、なぜこれに取り組まないのですかと聞いているのです。事細かな記録がやっぱり必要なのです。幼稚園から小学校、中学校、きっとここ違うでしょう、発達障害児は。ですから、これを含めてサポートブックと言われているこの神戸はごらんになったと思うのですけれども、神戸も物すごく研究しているわけです。ですから、なぜそれに子ども未来室が率先して取り組まないのですかと聞いているのです。ですから、これを使ってもいいわけです。これの普及、相談になぜ行かないのですか。

教育総務部副参事（教職員指導・子ども未来室担当）　　今ご指摘の県から出ていますサポート手帳のほうは、昨年度、ちょうど今ごろだったと思うのですが、障害福祉課のほうに送られてきました。それで、各関係しているところ、発達障害等でそういうふうなお子さんですとか、関係機関のところには昨年度配られまして、そういうふうに必要な保護者が来た場合には、そこから配布をするように依頼されました。そこで、学校教育課には置いていないのですが、教育研究所のほうには、そちらのほうに置いてあります。健康福祉センターのほうにも恐らく置いてあるのではないかと思いますのですけれども、そういったように昨年度配布しました。ところが、昨日また県からのメールで各小中学校に3冊ずつ配布するということなので、この使い方等、あるいはこの紹介等を啓発する意味で送られてきているというところなんです。ですから、いきなり昨年度送られてきまして、これをどうぞという形には昨年度確かになかったかとは思いますが。

　　以上です。

野口委員　　では、状況はわかったのですけれども、こういったものってやっぱり置いておくだけではだめなのです。やっぱり普及進めたり、相談に乗る人がいないとだめなのです。ですから、せっかくそちらはここに費用を立てているように専門家を巡回していただいたり、講演会をやったりするわけです。ですから、これを紹介したり、もしくは手を挙げて私のところの子供はこうだと言にくい保護者に対しては来てもらって説明するとか、そういう人が必要な

のです、人材が。だから、子ども未来室で塩野副参事がやるとか、もしくはこの委託した人  
にやってもらって、ちょっと割り増しするとか、何らかの人の配置が必要なのです。だから、  
要するに子ども未来室が率先してサポートブック、これ手帳ですけれども、いわゆるサポー  
トブック的なものをやらないのですかということをお聞きしますけれども。個別としては…  
…

教育長 今ご指摘いただいた点につきましては、検討して早急に対応してまいりたいと思います。  
というのは、昨年状況はただ送られてきただけで、説明もなかったものですから、先ほど  
申したとおり、福祉部と今連携しながら検討しますというお答えをさせていただいたところ  
でございますので、その辺のところをもう少し研究をして、ご指摘のことはごもっともだ  
と思いますので、そんな対応を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

野口委員 わかりました。

では、子ども未来室の方向性ということで3年を様子見て、6年後ぐらいに発揮するだろ  
うということですがけれども、私の考えなのですが、子ども未来室が全児童生徒を対象  
に、瞳輝く、そういうことで底上げみたいな感じもするのですけれども、今やはり私の認識  
は支援なのです。支援を要する子供にどう支援するかということがやっぱり重要な課題だ  
と思うのです。ですから、問題にならないように中1ギャップもしくは小1プロブレムみた  
いな問題に取り組まれるのはいいのですけれども、やはり支援を要する子にはどう支援を  
していくか、一貫した支援。そういったモデルケースとして事業の構築をしてもらいたい。

話前後しますけれども、小1プロブレムというか、ああいう幼稚園と小学校の交流とか、  
ああいうのはある程度かけ声かければ小学校、幼稚園がついてくるっておかしいですけれど  
も、その気になってくるけれども、支援というのはやはりよほど腰を据えてやらないと、き  
ちんとしたものはできないのです。ですから、神戸の発達支援準備室ではなくて、何とか室  
ありますよね。それとか、県はいっぱいありますけれども、市ではそういうの余りないの  
です。ですから、入間市でそういった支援室みたいなものをつくれるぐらいの事業をこの3年  
でして、将来子ども未来室が子供部みたいにもっと大きいものになれば、それは結構な  
のですけれども、その中にはやっぱり支援室みたいなものが残るみたいな、そういった事業の  
構築をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

教育長 ただいまのは、要望としてお聞きしておきたいと思っております。またその中で研究をさせて  
いただきたいと、かように思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項1教育総務費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費についての質疑を願います。

安道委員 133ページの小学校費になりますか、学校管理費の中の施設整備事業ということで先ほど藤沢小学校の給食室が改修されるというふうなお話がありましたけれども、この中身、概要、時期等々お願いします。どういうふうになるのか。

教育総務部参事兼総務課長 藤沢小学校の給食室については、実施設計のほうは終了しておりまして、今年度工事ということになります。面積については、200平方メートルより若干多いぐらいのところになりますけれども、給食室、検収室、下処理室、洗浄室、このようなものを設置するというような形で汚染区域と非汚染区域を分離するという工事内容になります。そのほか休憩室あるいは倉庫というものを設置する予定でございます。

それから、工期につきましては夏季休業日、こちらのほうを利用いたしまして、工事を実施するというので、2学期まで工事がかかると考えております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、2学期にかかってしまうというふうなことになるので、子供たちの安全確保という点での配慮というのは、その辺はどのようになるのか。

教育総務部参事兼総務課長 当然児童の安全確保については万全を期していきたいと思っております。

それから、あと給食のほうは学校給食センターのほうから配送いたしまして、対応したいと考えております。

以上でございます。

安道委員 非常にこの藤沢小の給食室は老朽化していたというふうなことで、本当に待ち望まれていたことだと思うのです。この給食室のこういう整備事業について、今後の見通しはどういうふうになっているのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 現在藤沢小学校を含めて改修を行っていないところが7校ございます。自校給食は、小学校全部自校給食ですけれども、既に改修を行ったところもあるのですけれども、まだ未改修のところは7校ございまして、現在藤沢小学校を平成23年度実施いたしまして、その後狭山小学校ということで順次設計を行い、工事という形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

向口委員 133ページなのですが、小学校、中学校あわせて運営費ですか、パソコンの購入等々ということで説明が書かれていたと思うのですが、これはどのぐらいといいますか、どの程度、どのような形で、生徒に貸与するといいますか、使うように準備していただける

のだと思うのですけれども、ちょっと状況を教えていただきたいのですが。

教育総務部参事兼総務課長 小学校については、児童用のパソコンについては20台でございます。中学校については40台ということで、教育用のパソコンについては配置をさせていただいております。それから、昨年度実施をいたしました校務用のパソコン、これについては昨年666台購入いたしましたので、教師の校務用ということで対応しております。

以上でございます。

向口委員 それは、パソコンを使った授業をどういう形でやられるのでしょうか。パソコンの勉強をされるのか、それともパソコンを使って何か授業をするとか。

教育総務部参事兼学校教育課長 児童用に配布されるパソコンにつきましては、基本的にはパソコン教室に置いておくわけですが、そこでパソコンを使ってさまざまな学習をしていく、あるいはディスプレイを使って教師がいろいろなものを提示していくというような学習活動が行われるために使っております。

以上です。

小出委員 今の関連してなのですけれども、今のパソコンの購入で、考え方として私は地元の中小業者とか、そういう業者が潤う形で学校の購入したほうが良いと思うのですけれども、これは地元からなのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 これは、入札で実施をいたしましたので、結果的には地元ではございませんでした。

小出委員 具体的には、企業の名前は。

教育総務部参事兼総務課長 ヤマダ電機でございます……失礼しました。パソコンがアサミで、電子黒板がヤマダ電機ということでございます。失礼しました。

関谷委員 違う件になります。132から135ページ、小学校、中学校費同じようなので、あわせて聞きますけれども、要保護及準要保護児童生徒援助費についてお伺いします。

小中学校合わせて生徒の約12パーセントがこの援助費対象になっているということで、ちょっと多いなと思ってびっくりしたのですが、今後も増加の見込みなのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 来年度予算につきましては、増加を見込んだ予算措置をさせていただいております。

関谷委員 平成23年度増加見込み、それ以降も増加していくのではないかとお考えでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 経済状況の絡みと非常に密接なものでございますので、現在の状況が続く限り、やはり増加の見込みをしていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

関谷委員 保護者の収入が減ってきているということが原因だとお考えでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 ある程度その基準に達していないというのでしょうか、援助等が支



給できるというか、援助を申請して、それを受けられる、そういう収入の方がふえているということではないかなというふうに思っております。

関谷委員 それでちょっと心配なのが、武道の必修化で柔道と剣道があるということなのですが、柔道着とか剣道の用具というものは一般的に幾らぐらいするものなのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 防具等、これかなりあると思うのですが、これについては子供負担はございません。柔道着につきましては、基本的には身につけるものでございますので、個人負担ということで、これもいろいろあるわけですが、大体4,000円くらいからというふうに聞いております。また、学校備えも、学校保存用も考えておりますので、お子さんの状況に応じて支給できるもので貸与というのでしょうか、使わせることもできるかなというふうには考えております。

教育総務部参事兼総務課長 柔道着につきましては、おおむね3,000円から5,000円ぐらいということでございます。

関谷委員 それで、例えば要保護、準要保護家庭においては、これを基本的には自費でそろえるということでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。

関谷委員 それで、今のお話によりますと、場合によっては学校が貸してもいいよというふうにとらえていいのでしょうか。

教育長 そのようにとらえてもらって結構です。なぜ学校にあるのだという問題が次出てくると思うのですが、実は武道が平成24年度から必修になりますが、その前に選択というものがございまして、学校によっては柔道を体育の授業で取り入れている学校も市内には幾つかあるわけございまして、そこでは何着か校費で備えてありますので、それも利用は可能であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

関谷委員 剣道に関して防具というのは自己負担はないというのですが、私防具というのがどれなのかよくわかりませんが、身につけるもの全部が防具で、竹刀も防具なのですか。

委員長 申しわけありません。そうしましたら、武道の件に関して剣道の取りそろえるもの、柔道で用意しなければいけないもの、プラス大体の概要として、ちょっとやりとりをしてもあれですので、武道の授業の実施期間とか、さまざまちょっと武道に関して大体の概要を今簡単に教えていただけますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 担当の岩沢がございまして、岩沢指導主事より回答させていただきます。

指導主事 現在武道が、まず市内に11校ある中で10校が柔道、1校は剣道です。大体期間は、9月から2月ぐらいまでにかけて、学校によってまちまちです。時間数は、現在のところ予定です。

が、大体8時間、少なくとも。多いところでは15時間、このような予定になっております。  
以上です。

〔何事か言う人あり〕

指導主事 用具は、柔道着は全部です。剣道のほうは、防具と竹刀、これは学校持ちです。ただ、手ぬぐいですか、中にかぶりますね。これは、皮膚に触れますので、市内の学校では用意してもらおう。大体300円ぐらいということなのです。手ぬぐい。

以上です。

関谷委員 では、要保護、準要保護家庭においても特に心配する必要はないととらえてよろしければ、それで終わります。

安道委員 総括の中で、ここの準要、要保護の就学援助については、次年度からになりますけれども、入学準備に関してこれまでは6月支給であったけれども、前倒ししますというふうなお話がありましたよね。時期については、どのぐらいの時期になるのでしょうか。その前倒しで支給される時期というのは。

教育総務部参事兼学校教育課長 お金を支給する時期という……

〔何事か言う人あり〕

教育総務部参事兼学校教育課長 はい。3月中旬ころ今のところ予定しております。

安道委員 保護者の方からのほうの声だと、それではやはり準備には間に合わない。もう少し制服購入の支払いの時期とかみ合うといいのだけれどもみたいな声があるのですけれども、その辺というのは配慮できないものなのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 幾つか課題がございます。その1つは、まず私立に行くお子さん、それから転出というのでしょうか、入間市から出ていくお子さん、こういうお子さんたちの動向というのでしょうか、それがはっきりするのが、どうしても2月の下旬になってしまいます。あるいは転出等につきましては、なかなかぎりぎりまで決まらないという方もございます。そういうことがございますので、ある程度ははっきりしてくる時期とすると、早くても2月の末、3月の頭になってしまうという現状から、きちっとした支給ができるのは3月の中旬ではないかなというふうに思っております。もしそれを早めてやった場合、転出あるいは私立に行ったお子さんについては後で返していただくという、これがまた少し保護者の方にとっての複雑な事務が入ってきてしまうと、そういうこともございまして、3月の中旬というところが今のところ一番やれる範囲での早い時期かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

安道委員 よくわかりました。検討いただいているというふうなこともわかったわけなのですけれども、間違いなく転出もしないというようなことがわかる場合なんかは、それはできないもの

だろうか。検討していただく課題ではあると思うのです。そういう形でやっぱり困っている方も実態としてあるわけですから、あらゆる側面から検討していただければなと、今後の課題にしていただければなというふうに思いますけれども、お願いします。これ要望で結構です。

向口委員 今の件に関連してなのですけれども、総括のほうでうちの公明党の議員のほうからあった件なのですが、やはり転出するとか、それとか私立に行くという方というのは、そんなに多いとは余りそんなに考えられないのではないかなというように思うのです。そのお金を早くいただければありがたいという方が圧倒的に多いということを見ると、できるだけ必要なときに支給してあげるのがやはり一番ベストかなというふうに思うのです。だから、例えばそれはどういう形で、振り込みのような形でいただけるものなのですか、どうなのでしょう。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。振り込みになります。

向口委員 そういった意味では、一たん振り込んでしまったものとか、またそれを返金するとかといったことでご面倒なことはあるのかもしれないのですけれども、比較といいますか、お手数を煩わせるのは大変恐縮なのですけれども、圧倒的に欲しいと、それがあると助かるという方が多いということを見ると、やはり前倒し、できるだけ2月中くらいにそれがいただければ非常に市民の方にとってはありがたいのかなというふうに思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

教育長 確かに心情的には十分理解できることでございますし、また新しい取り組みでもございませぬけれども、市民の大切な税金を執行する立場とすると、やはりきちっとした執行をしていかなければならぬ。ただ出てしまっただけで回収ができませんというわけには、これは市民に申しわけつきませんので、とりあえず今年度はこの時期に執行させていただいて、それで様子を見ながら、おいおいその辺は考えてまいりたいと、かように思っております。よろしく願います。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 この際、委員として質疑を行いたいのので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員 申しわけありません。何点かあるのですけれども、先ほどの武道の関係なのですが、10校が柔道、またそして1校だけが剣道ということで、剣道のほうは300円の手ぬぐいで済むと、柔道のほうは3,000円から5,000円かかるということなのですが、お聞きしまして、今8時間から15時間、このために3,000円から5,000円のものを用意しなければいけないということが

私は非常に各ご家庭にとっては問題かなと思います。その柔道着を卒業後どうするのかとなったときに、女性もこれは柔道ですよ。本当にそこで買ったのをわずか8時間のために買うということはどうなのかなというのが私は実際あります。それで、例えばこういうものこそ学校ですべて用意して持ち回りをするとか、例えば私も中学校のリユース、リデュース、制服の提唱をさせていただいておりますけれども、何とか再利用できるような形のシステムをつくっていかないと、私も3人子供がおりまして、実際4年しか離れていないものですから、笛から何から全部、裁縫箱から3つ全部ございます。本当にこれは、学校の教材というものに関しての親の負担、またその後のことを考えますと、これは一考ありかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 おっしゃるとおり、柔道着についてはそれだけの値段がするわけですが、基本的には1年生、それから2年生、そして3年生のときには選択になりますけれども、3年間を通じて8時間から15時間程度各学校で取り組まれるというのが武道の授業でございます。その中でずっと使っていくと、3年間使っていくところではあります。

それから、柔道着等につきましては今委員長さんのほうからお話があったように、制服等も今各学校で再利用という形で、寄附していただける方についてはそういう形で取り組んでございますので、今後そのような形でいけるように各学校にまた相談過程で協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

永澤委員 年子の場合ですと、やっぱり両方用意しなければいけない、また3年生では選択ですが、2つ違いでも用意しなければいけないという問題がありますので、これはまた今の子は何となく新しくないと嫌だというような、そういうので親が無理無理買わなければいけないということなんかもあると思います。本当に新しい授業は、これは文科省の決定ですけれども、その辺については十分ご配慮いただいて、制服もそうですけれども、柔道着なんてほとんど傷むことないと思うのです。それだけ丈夫に、つかんで投げても大丈夫なようにできているものですから、しっかりその辺は何かしら無駄のないことを要望しておきます。

それと、続けてなのですが、幼稚園費の中で、この幼稚園管理運営費の中なのですけれども、これは今回あずま幼稚園の校庭の芝生化ということで伺っているのですが、こちらの予算に入っているのでしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 幼稚園費の中に入っております。

永澤委員 ありがとうございます。

それで、これは今年度試験的に一部やって好評をいただいたので、来年度実施ということをお聞きしているのですけれども、どのような声があったか、ちょっと教えていただけます

でしょうか。

教育総務部参事兼総務課長 平成22年度今実施しておりますけれども、来年度は、今園庭を半分やりまして、もう一年、平成23年度にその半分を実施しようということでございます。それで、平成23年度は芝生の苗、それから肥料とか、こういうものを購入する予算を計上してございますけれども、運動会等を実施するに当たっては、保護者のほうからは非常に緑があるということで喜ばれているところもありますけれども、ただティフトンという芝でございますので、茎が強い部分がありますので、その辺のところをどのような形で今後実施するに当たってやっていくかというところを芝生の状況を見て今後検討していきたいと、このように考えております。

永澤委員 ありがとうございます。

それで、これ芝生というのは、ティフトンだと、そんなに管理上は、強い芝生ですので、問題はないし、経費も大変安く済むということなのですが、管理がやっぱり芝生の場合は雑草等の手入れ等も大変だと思っておりますけれども、その上で幼稚園のお父さん方にご協力をいただくような、そういったこととかも今後その管理のほうについての何か施策というのは考えていらっしゃるのか、どちらかだと思っております。

教育総務部参事兼総務課長 今回平成22年度に実施したのは、園庭の半分にティフトンという芝生を植えまして、今順調に育っているところなのでございますけれども、今後においても園児あるいは保護者の方の協力を得て実施するわけなのでございますけれども、伸びる状況によって肥料だとか、あるいは芝刈りだとかということが必要になってくると思います。そのときには、幼稚園のほうの管理の仕方ということであろうかと思っておりますけれども、幼稚園のほうと協力をしながら進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

永澤委員 幼稚園ですと、保育士さんというか、幼稚園の教諭ということで女性が主になると思うのですが、やはり今お父さんの力というのは本当に大きなものがありますので、ぜひとも協力いただいて、自分たちでつくる幼稚園の芝生ということ、こんなに大事にすると、こんなにきれいになるのだということも教育の一助になると思いますので、今後ともその辺の仕組みづくりをどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項2小学校費、項3中学校費、項4幼稚園費についての質疑を終結いたします。

次に、款10教育費、項6 保健体育費、目3 学校保健費、目4 学校給食費についての質疑を願います。

野口委員 この予算ではなくて、給食センターの学校給食はこの予算上、入りと出があるということで、何を言わんかとするれば自校給食についての入りと出の関係で、決算でも公会計にならないかという声があって、ただ絶対ならなければいけないという声がそれだけの認識もないので、それほど強い声にならないのですけれども、公会計ということについての必要性というのはどうご認識か。プラス、最近子ども手当等でこれ滞納分は引けるといえるのか、どこかでそういうこともありましたので、PTAの会計の自校給食の場合はどうなのか、その2点を、大きな問題と個別の問題をちょっとお聞かせ願えますか。公会計への移行の必要性。

学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、今の公会計と私会計の会計なのですけれども、今県内の状況を見ますと、おおむね半々のような状況になっております。どちらがいいのかというのは、それぞれ各実施しております市で決められることにはなっております。各地でいろいろな考えで今ちょうど半々ぐらいになっているのが状況なのですけれども、給食費の少し前からいろいろ問題になっております未納問題とかを考えた場合に私会計のほうが収納率がよいというような状況もありますので、現状での入間のセンターのほうは公会計でやっておりますけれども、当面自校給食のほうは様子を見ているような状況でございます。

子ども手当の問題につきましては、子ども手当の支給時期というのですか、たしか年に3回だったか4回だったか、申しわけございません。支給時期と給食費の、給食費は食材料費になりますので、毎月支払い等が出てきますので、その辺ちょっともう少し調査研究する必要があるかと思っております。

野口委員 滞納者の取り扱いでそういう通達というのか、可能とする法律改正ができるということがあったので、細かいことは別として、いわゆる私的会計の債権を公の市役所が未納ということでその分を引いていいのかという法律的な取り扱いの問題です。

学校給食課長兼学校給食センター所長 その辺に関しましては、各保護者の同意を得られればということになっております。その辺の技術的な問題は、幾つか検討しないと難しい面はあるかとは思っております。

以上です。

野口委員 では、差はないということですね。給食センターの公会計と自校給食の私的会計の部分で法律が変わったとしても、子ども手当の。つまり保護者の同意ということですから、つまり私が言いたいのは不平等があっても困ると思う。こっちはこっちで差引いて、こっちは引けないよということであれば、そこでまた不平等が起きるかなというちょっと違和感があったもので、取り扱いについて差が生じないということで確認してよろしいですか。

学校給食課長兼学校給食センター所長 今のご質疑に関しては、差は生じないと今の情報ではそうな

っております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項6 保健体育費、目3 学校保健費、目4 学校給食費についての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略し、主なものについて簡潔に説明を願います。

#### 概要説明

生涯学習部参事兼生涯学習課長 生涯学習課が所管する予算につきまして、主な事業や前年度と比べ特に変化のあったものについてご説明申し上げます。

予算説明書136ページから139ページにかけてごらんください。款10教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費1億8,061万8,000円は、社会教育や生涯学習を推進する事業などにかかわる予算であります。

最初に、136から137ページ、大事業、社会教育振興費、中事業、青少年の船運営費277万4,000円は、市内の中学2年生22人を研修生とし、船での洋上研修と現地北海道における農業体験や苫小牧市の中学生との交流会などを行う費用であります。

次に、大事業、生涯学習事業費、中事業、生涯学習フェスティバル実施事業、小事業、生涯学習フェスティバル実施事業39万円は、第17回いるま生涯学習フェスティバルを市制施行45周年記念事業として市民との協働により開催する費用でございます。

次に、大事業、文化財保護費、中事業、埋蔵文化財遺物整理事務所費、小事業、諸工事費692万円は、行政改革長期プランの前期実行計画で平成23年度中に久保稲荷にある遺物整理事務所の用地を売却する予定であり、その計画に沿って本事務所等を解体処分し、その敷地を整地する費用であります。

次に、138ページから139ページ、大事業、文化財保護費、中事業、西洋館管理運営費241万7,000円は、西洋館を維持管理する予算でございます。本年11月には市制施行45周年記念事

業として特別公開を行うとともに、秋を目安にリーフレットと絵はがきを作成し、有償頒布していく予定でございます。

次に、138から141ページにかけて目3 児童センター費7,032万3,000円は、児童センターを維持管理する予算と事業を運営していくための予算でございます。

138ページから139ページの大事業、施設管理費、中事業、修繕費440万5,000円は、ハロン消火設備の容器弁交換修繕が主な費用であります。なお、5月5日に行う児童センターまつりは、市制施行45周年記念事業として開催いたします。

次に、140ページから141ページにかけて目4 青少年活動センター費2,165万7,000円は、青少年活動センターを維持管理する予算と青少年活動事業を推進していくための予算でございます。

大事業、施設管理費、中事業、諸工事費314万円は、青少年活動センター本館の浴室用給湯設備の老朽化が進んだため、新たな給湯器に入れかえるための費用でございます。

以上が生涯学習課所管の予算の概要説明でございます。平成23年度におきましても市民の皆様との協働により生涯学習や社会教育の推進を図るとともに、青少年の健全育成や文化財の保護に努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、目3 児童センター費、目4 青少年活動センター費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 目1 社会教育総務費です。ページでいきますと136から7。一番下段になりますけれども、大事業、文化財保護費の中の小事業、諸工事費で、今平成23年度中に久保稲荷の事務所を解体撤去する費用ということですが、ということはここに置かれている埋蔵文化財はどちらに移設されるのでしょうか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 平成22年度予算に旧二本木公民館の改修工事費を上げてございます。ただいま改修中でございまして、3月いっぱいにはそちらに久保稲荷にある遺物整理事務所の遺物整理関係のものを移転させる予定で現在事務を進めております。

以上でございます。

向口委員 137ページの青少年の船運営費なのですが、昨年たしか本年度の予算のときにもう一度見直して再構築されるというようなお話だったと思うのですが、来年度ですか、こんなふうに変わりますとか、何かもうちょっと教えていただきたいのですが。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 こちらの事業につきましては、さまざまな意見もあるところですが、なるべく北海道での体験事業を主なものとしていきたい。そして、こちらに関しまして、今現在青少年相談員という方々が18歳から大体30歳ぐらいまでの方々でお兄さん、お姉さん活動というのでしょうか、それを行っているのですが、今年の6月1日現在で入間市では23人



の青少年相談員がおりました。このうち14人が青少年の船の卒団生、そういうところに帰ってきて、青少年活動のリーダーとして活躍していただいております。そして、この数字がといますと、隣の所沢市さんは青少年相談員7名です。飯能市さんは3名です。狭山市さんは10名です。川越市さんは、やはり7名です。こういったところからも青少年の船の事業、こういった青少年活動のリーダーというところで大変有効な事業だと担当としては考えているところでございます。

以上であります。

向口委員 そうしますと、平成23年度に関しては北海道での体験というのが目玉といたしますか、それを変えたということによろしいのですね。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 こちらにつきましては、行った研修生のアンケートの中でも北海道での体験事業が一番印象に残ったといったところが出ておりますので、そちらをぜひ充実していきたいと考えております。

野口委員 青少年の船の関係で、一応そういった意義についてはわかったのですが、ちょっと視点を変えて、予算概要にも書いてある広い知識と豊かな心を養うため、こういうことが必要なら20人ではなくて、全生徒が必要なわけでしょう。ですから、ここでお聞きしたいのは全生徒を対象に生涯教育として取り組んでいるものがあるか、今さら私が聞いてもなんですけども、何かありますか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 その質疑に対して有効な回答というのは、なかなか難しいというのが担当としての所感でございます。こちらにつきましては、中学生を対象とした事業で行っておりますのが、青少年活動センターで中学生通学合宿を行っていましたが、こちらも中学生を集めるということは非常に難しい。なぜかというと、部活の時間でそれぞれ違ってしまいうのです、こちらに戻ってくる時間。難しいから、やらないというのではなく、平成23年度はその形を少し変えて、夏休み中であるとか、もうちょっとばらけた形という言い方は変なのですけれども、小分けにした形で年間を通した中学生の事業を考えていきますので、蛇足ではありますが、近隣の科学館などにも視察に行ったのですけれども、科学館であっても中学生が来るのは、中学生が公のそういう施設になかなか足を運ぶというのがどの施設も苦労しているようなのです。部活の時間、それからその年齢3年間ですので、なかなか公共のところにうまくかかわるのが難しいのかもしれないのです。先ほどの質疑には、ストレートには答えておりませんが、こちらとしても何らかの方法を模索中でございますので、よい方法があれば、ぜひ提案いただければ幸いと存じます。

野口委員 やはり全生徒を対象に、常に全員を集めるというのは無理ですけれども、要するにコミュニケーションスキルアップさせるための方法とか、あとは生きる力だったら、いろいろなワークショップあるわけではないですか。演劇だの、いろいろな。要するにいろいろな分野を

設けて幅広く来てもらうということが必要で、青少年の船が悪いというのではなくて、ここにお金を使っていればいいよというふうにししか見えないのです、私にとってみれば。そうすると、これはお金がかかるわけです。付き添いの人が10人以上いるし、旅費も必要だし、要らないか。結構。そういう意味でもし予算がシビアであれば近くでやってもいいし、そういったリーダー養成という意味では。そういうリーダーではなくて、生きる力を養うためのいろいろな取り組みを考えて予算というのは使ってほしいわけです。はっきり言って1,000万円もつぎ込まればいいです。教科指導員でさえ削られているわけですから、そういう中で200万円、300万円どう使うかという場合には、やはりこれありきではなくて、どうしたら底上げできるかということで、リーダー育成もそうだし、全児童生徒の底上げをどうするかという、生きる力という意味で。学校の教育という意味ではなくて、生きる力という意味で、そういう意味で前ちょっと決算のときにけんもほろろに吉澤部長から見直しはしませんと言われましたけれども、別にやめろとは言っていないのですけれども、こういったリーダー養成を。そういった意味での今後の方向性について、部長からちょっと答弁いただけますか。

生涯学習部長 ご指摘をいただいたとおりでございます。この事業というのは、前にも申し上げたとおり、青少年活動のやっぱりリーダーを育成していくという大きな命題がございます。委員さんのほう今ご指摘がございましたように、やはり全生徒対象の事業、こういったものの取り組みも必要でないかということも十分理解をするところでございます。したがって、ただいま神崎のほうから申し上げましたように、十分これらについては検討していきたいというように考えております。いずれにしても、そういう全生徒を対象にするような事業というものも、当然これはこれからの子供さんにとっては特に必要だと思っております。それには、例えば青少年活動センター等もありますので、こういったところを活用した事業等も考えていきたい、そんなふう考えております。

宮岡治郎委員 目4 青少年活動センター費です。140ページから141ページ。大事業、施設管理費の中の中事業、諸工事費です。今のご説明で、本館の浴室の給湯器の補修というふうにお伺いをしました。たしか7年前に改装してこの建物は発足したと思うのですけれども、7年間で給湯器の補修というのですから、かなり使用頻度が高かったものなのではないでしょうか、その辺。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 こちらの宿泊施設につきましては、やはり土日、それから夏休み、そういう児童生徒が休みをとるときに使われているというのが事実ですので、年間100日程度です。ただし、県の青年の家からの移管で、そのままの施設でございますので、かなり泊まっていた方がいるときに給湯器がとまってしまったりとか、その部品等も老朽化が進み、点検に来た方がまだこの機械が動いているのは奇跡的だと言われているぐらい延ばしておりますので、もう部品等がほとんどなくなってしまったことも含めてここで入れかえで、やっぱり地球環境とか、そういうところを考えまして、エコ給湯で入れかえられたら

ということで計上してございます。

以上であります。

野口委員 ご説明の中で生涯学習フェスティバルが45周年記念とちらっと聞いたのですけれども、どこか違うところがあるのかお聞きします、今までと。今までの流れの中で違うふうになるのか。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 45周年の記念事業として行いますが、大変申しわけありませんが、これから実行委員を募り、その内容を詰めていくという形ですので、今現在事務サイドとしてこうしていきますというところはございません。第17回につきましては、産業文化センターを中心に、そしてほかの事業と重ならないように、やはり12月の初旬の日曜日がいいかなといったところは検討してございます。内容については、今後市民との協働により詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

野口委員 わかりました。

ちょっと嫌みっぽく聞こえるかもしれませんが、参加というよりもお客さんというか、来る人がだんだん少なくなっているような感じ、私も参加したり、平成20年度は自分も参加したりしてよく見ていたのですけれども、やっぱり減っているわけです。そういった原因というのは、さっきの私から言わせてみれば、いろいろなもの出している中で、やっぱりフラダンス等含めて見せるものがだんだん自分たちでやっていくと、体験も自分たちでやっていくということで、どっちかといったら、ちょっとかたい内容になっているわけで、それは必要なものなのですからけれども、つまりそういった傾向で人を集めるという要素と必要なものをみんなで考えるというか、これは必要だよねみたいにならなくていいか、市民の。何か両立というのは難しいと思うのですけれども、その点いかがですか。フェスティバルですから。

生涯学習部参事兼生涯学習課長 その議論は、実行委員の中にもたびたび登場する議論でございます。ただいまの意見も踏まえまして、実行委員に伝えてまいりますので、新年度に入りまして、平成23年度に入りまして検討が開始されますので、ただいまのご意見はそこできちんと申し上げたいと思っております。ただし、実行委員の中でも多くの人を集めればいいのか、目的に沿ったものでやるべきかは議論として毎年出ているところでございます。これも事実でございますので、少しのご猶予をいただきたいと思っております、どうなったかにつきましては。

野口委員 特別こういったということをおっしゃらなくても状況わかりましたので、委員会でもご苦労されているようなことがわかりましたので、十分です。ありがとうございました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、目3 児童センター費、目4

青少年活動センター費についての質疑を終結いたします。

次に、参事兼体育課長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

生涯学習部参事兼体育課長 それでは、体育課が所管いたします予算につきまして概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、予算書及び予算説明書20から21ページをごらんいただきたいと存じます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節4保健体育使用料2,016万円のうち、体育課分としましては1,932万2,000円であります。前年度対比4.7パーセント、金額にして86万1,000円の増額を見込みました。この増額の主なものは、武道館及び市民体育館の使用料の増額でございます。

続きまして、歳出でございますが、同予算書及び予算説明書の144から147ページをごらんいただきたいと存じます。144、145ページ中段、項6保健体育費、目1保健体育総務費9,547万1,000円のうち、大事業、社会体育運営費、中事業、社会体育振興事業費324万5,000円及び学校開放事業費377万3,000円は、生涯スポーツの振興を図るため、市民が生涯にわたりスポーツ、レクリエーションを楽しみ、実践していくことを目的とした各種大会や教室などの実施、スポーツリーダーやレクリエーション指導者の養成、確保をするとともに、地域スポーツ活動を促進するための拠点であります学校体育施設の開放事業などを行うための費用でございます。

次に、144、145ページ下段から146、147ページ上段にかけまして目2体育施設費3億3,970万4,000円のうち、大事業、施設管理運営費、中事業、体育施設維持管理費1億2,457万5,000円は、市民体育館や武道館などの体育施設を管理運営していく指定管理料でございますが、前年度対比4.5パーセント、金額にして593万8,000円の減額となっております。

続きまして、中事業、公園・体育施設管理運営事業、小事業、スポーツ広場整備事業1億4,907万9,000円は、二本木スポーツ広場用地取得事業に伴う用地費や不動産鑑定料及び測量費でございます。

以上でございますが、平成23年度につきましても市民のだれもが気軽に参加し、健康づくりにつながるスポーツ、レクリエーション大会や教室などを実施するとともに、体育施設の維持管理についても安心、安全に利用できるような管理運営に努めてまいります。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、目2体育施設費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 目2の体育施設費のほうです。147ページ。今最後にご説明いただきましたスポーツ

広場整備事業です。二本木の土地の購入のようですけども、場所はどこでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 東野高校の南側、がけ下になるのですが、ちょうど真下に当たる場所です。

以上です。

小出委員 147ページの一番上の体育施設維持管理費の中で、体育館、武道館等が指定管理者制度で593万円減ということで、これ内訳はどんな感じなのでしょう。593万円の。

生涯学習部参事兼体育課長 内訳といたしましては、人件費につきましては変わりませんが、光熱水費と修繕料が107万1,000円の光熱水費が増額、修繕費が減額と、同額の同じ額で減額して、これは相殺しておりますので、影響がございません。それと、物件費が591万6,000円の減額で、そのほかに事務費が2万2,000円の減額で593万8,000円の減額となっております。物件費は、主に業務委託料となっております。

以上です。

小出委員 業務委託というのは、済みません。ちょっと説明してください。済みません。

生涯学習部参事兼体育課長 振興公社が実際グラウンド等、それから体育館の受け付け、武道館の受け付け等がありますが、それらをシルバー人材センターのほうに業務委託しておりますので、それらの費用が減額になりました。

以上です。

小出委員 これは、シルバーになったから減額になったということではなく……

生涯学習部参事兼体育課長 以前からシルバーのほうで業務委託はしているところですが、ちょうど平成21年に指定管理、5年間で基本協定を結んだわけですが、その段階で第2期ということで公社といたしましても各内容を精査し、長期での発注とか、または別々に発注していたものを一緒に合同での発注というようなことの事務改善を行いました結果、それらが安く委託できるということになったということでございます。

以上です。

野口委員 では、同じく目2の体育施設費で、事業費どれだというのはちょっと省いて、また今回私が質疑したいのは、今言った体育施設の管理状況について、まず指定管理者で振興公社、シルバー人材センターとっていると。そこで見回るのがシルバーということで、見回るといのは実際現場にいるのがシルバー人材センターということもあるということで、その点検等の報告等はスムーズになっているのですか。つまり最終的に状況というのはやっぱり体育課がつかんでおかないといけないし、どういうところがどうなっているとか、そういったものというのはやっぱりスムーズに報告関係になっているのですか。

生涯学習部参事兼体育課長 毎日の日誌で作業内容を作成しまして、報告書という形で公社のほうは上げております。また、当然担当が例えば市民体育館、武道館、黒須とか、公社の直の職員

が担当しておりますので、その方もほぼ毎日のように現場へ出向いておりますので、その方たちがシルバーに指示をしながらやっているという形ですので、その辺はすべて把握はできていると思っております。

以上です。

野口委員 それと、もう一つは体育施設、運動場含めてむき出しのものだし、何かそこでスポーツをするということで傷みというか、激しいし、体育館も市民会館と違って使い方がやっぱりかなり激しいと思うので、どこか傷んだりする場合があります。そういった場合というのは、ここの範囲は委託の範囲で直しなさい、この範囲は修繕で体育課に申請して、体育課が見て修繕費を出しますみたいな、どういう形で、いわゆる大規模修繕は別として、ちょっと傷んだり、危ないところというのはどういう感じでやっているのですか、お金のこと含めて。

生涯学習部参事兼体育課長 基本の今年度の指定管理料が1億2,457万5,000円で、その中で光熱水費と修繕料、それにつきましてはその1億2,457万5,000円の中に入った形で金額が当初、年度ごとの協定の中で幾らですということを決めまして、それで年度が終わった段階で精算行為という形になっております。それが通常修繕とか、かなり小さいものについては、その中で対応していただくというような形になっております。大きなものについては、基本的には前の公社との取り決めですと、130万円以上の工事等につきましては教育委員会のほうと協議して、こちらで、体育課のほうで予算措置をするなり、そのような形で修繕等を行っている状況です。

以上です。

野口委員 機能維持とか安全維持のためにそういったものというのは一定の修繕見積もり出すのだけれども、あとは実費精算ということなのですか、振興公社と。実費精算、それとも枠内以上はだめだという、そこら辺の、つまり運営管理で安全管理、機能維持という面でこれだけでやりなさい、足りなければ知りませんでしたら、やっぱりちょっと心配だし、そこら辺のことはどうなのですか。

生涯学習部参事兼体育課長 基本的には、光熱水費と修繕料の中で相互流用ができるような形になっておりまして、今まで修繕料が若干少なかったということで、先ほど申し上げましたが、ことしては107万1,000円ですか、修繕料を多くいたしまして、光熱水費のほうを逆にその分を引いて平成23年度は対応するような形にするということでございます。

以上です。

野口委員 光熱水費はいいので、ここで言いたかったのは、やっぱり体育施設である以上、機能維持と安全維持、これは絶対必要なのです。危なかったり、機能がなければ、やっぱりせつかくの市民のスポーツもできなくなるし、しにくいというか、やりにくくなるので、そういった面について指定管理者でこれだけでやると、報告もない、かつお金がないから、やらないみ

たいなことにならないようにということは要望なのですけれども、ですから逆に報告体制と今度はお金の関係、つまり必要なものは出しますよということで、体育課が見て、これはやっぱり必要だと思えば即出せるような、だからそういうスムーズな関係で機能維持、安全維持をしていただきたいというか、その点については確実にやっていくということでよろしいですか。

生涯学習部参事兼体育課長 利用者からの声も実際こういうことでここが悪いとか、そういうお話は入りますので、大規模な工事ですと、やはり予算化してという話になりますが、小規模の場合は体育課の職員も行って直営でやるような形はとっております。また、野球場とかソフト場なんかも当然野球連盟やソフト連盟の方々にアドバイスを受けながら、安全、安心に使えるような形での対応は随時していつている状況でございますが、すべての面にこたえ切れない部分も確かにあるのかなと思いますので、その辺につきましても極力安心、安全な利用ができるような形で対処していきたいと思っております。

以上です。

関谷委員 今の若干関連しているのですけれども、光熱費においては後で実費精算するということですか。

生涯学習部参事兼体育課長 光熱水費と修繕料につきましては、実際余れば、それは4月に入りまして、精算行為をして公社のほうから返していただくと。逆に足りない場合は、こちらから支払うわけですが、過去にこちらから後で支払った例というのはありませんで、少し余るような形で決算は終わっているという状況でございます。

関谷委員 それで、グラウンドの散水、水をまく散水についてちょっとお伺いしたいのですが、定期的に、1週間に1回だか2週間に1回だかまいていると思うのですけれども、猛暑ですと、かなり散水を希望する方がいると思うのですが、庭に水まくわけではないから、かなりの水道料金になってくると思うのですが、これは依頼すればシルバー人材センターの方が判断してオーケー出してまくものなのでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 基本的には、公社のほうの体育館を管理担当しています担当者の判断によるような形になると思います。実際散水がプールの水を使用しながらの、運動公園の場合。やっておりますので、今年度は特に猛暑ということで、グラウンド、運動公園に限らず、中央公園等も、テニスコートなんかはかなり水がなくて、ぱさぱさの状態に一時なるような形があったと思います。ただ、プールのほうの、正直なところ、プールも昨年、平成22年度は利用者が多かったものですから、かなり水を循環する必要がありまして、そちらのほうの水道料もかなり例年以上に使用した関係がありまして、なかなか散水のほうまで手が回らなかったのも事実かなと思っております。いずれにしても引き続き適切に散水が行えるような形での協議は、当然公社のほうとやっていく予定でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、目2 体育施設費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、博物館副館長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

博物館副館長 博物館所管の平成23年度予算の概要についてご説明いたします。

歳入につきましては、予算説明書の18、19ページをごらんください。予算書上あらわれませんが、最下段、款14項1 使用料、目9 教育使用料のうち、行政財産目的外使用料675万3,000円には168万6,000円の減額がございます。内容は、博物館レストラン一煎の建物使用料及び電気、水道料を減額及び免除したためでございます。レストラン一煎は、平成19年度から赤字が継続しており、撤退の話もありましたが、使用料の減額要望に対し、経営改善を条件に現行月額18万円を9万円に減額、月額5万円の電気、水道料を免除したものでございます。

他の歳入につきましては、おおむね昨年と同様でございます。

続きまして、歳出につきましては予算説明書142、143ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項5 社会教育費、目6 博物館費の歳出予算総額は2億2,840万1,000円で、前年度対比マイナス193万5,000円、率にしてマイナスの0.84パーセントの減となっております。減額の主な要因は、それぞれ増減はございますが、教育普及事業パート職賃金において展示開設パート職賃金、アリットレディーでございます。16人から14人にしたことによる減額210万9,000円などがございます。

続きまして、大事業、博物館管理事業のうち、中事業、維持管理費5,508万5,000円は、施設の維持管理に必要な消耗品、光熱水費等及び博物館内館庭の維持管理に係る委託料等で、新たに緊急雇用創出基金事業による植え込み内の人力除草や樹木プレート制作、また旧黒須銀行の雨漏りの修繕、平成23年3月からリース開始となりました第4資料保管庫の借り上げ料等でございます。

中事業、修繕費315万8,000円は、施設の維持管理に必要な修繕を行うもので、冷温水発生器部品交換及び非常照明蓄電池交換修繕を実施いたします。



また、中事業、諸工事費16万9,000円は、屋外看板の設置と地上波デジタル放送への対応でございます。

次に、大事業、博物館運営事業のうち、中事業、アリットフェスタ開催事業200万7,000円は、市制施行45周年を記念して特別展、仮称ですが、「写真で見る入間市の今昔」を開催し、入間市成立の経緯からこれまでの歩みと現状を博物館ボランティア会の協力による定点撮影の活動成果とともに紹介するほか、旧黒須銀行を第2会場として黒須地区に関する展示を予定しています。

中事業、情報システム提供事業1,992万5,000円は、博物館情報システム機器の借り上げ料及び保守管理を行います。本年度は平成20年9月にリースアップとなっております。講座室上映機器の入れかえを行う予定です。

平成23年度におきましても関係団体や博物館ボランティア会など連携しながら、お茶の博物館、市民に親しまれる博物館を目指して施設管理や事業内容の充実と効果的な運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で博物館所管の予算概要説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項5社会教育費、目6博物館費についての質疑を願います。

関谷委員 19ページの歳入のほうに関係すると思うのですが、平成22年度、今年度の入館者数、まだ終わっていないので、平成22年度の当初予算のときの入館者数見込みと平成23年度の入館者数の見込みを教えてください。

博物館副館長 入館者数につきましては、ちょっと細かい数字、観覧料等で押さえてありますので、全体的な入館者としては8万人を目指しておるということになっております。現状では、平成21年度決算でも若干8万人は切っておる状態ですが、平成22年度もやや8万人を切る状況で経過しております。ちょっと細かい数字は、済みません。持ち合わせございません。

関谷委員 そうすると、8万人を今まで切っていたけれども、8万人を目指していく、微増を目指していくということでしょうか。

博物館副館長 予算上出てきますのは入館料でございますので、平成21年度決算をもとに、そちらの実績をもとに算出しております。博物館来館者につきましては、以前から8万人を目指すということになっていて、今現状達成されていない面もあるのですが、いろいろな工夫をしながら、それを達成できるよう目指していきたいというふうに考えております。

関谷委員 ここ数年特別急にふえたとか、そういったことはないのかなと思うのですが、工夫を重ねながら来場していただくようなことを目指すということですが、もうちょっと具体的にこんなことをやってふやしていきたいとかありますか。

博物館副館長 平成23年度につきましては、通常の今までのほかには、新たな取り組みとしまして、夏休みの平和展、こどもお茶大学に合わせまして、アリット夏祭りを計画しています。子供向けの事業でございます。それから、茶花の小道計画、茶室の付近に茶室のほうで使うお花をボランティアの協力によりまして、ちょっと見ながら、そういったものも茶室に飾れるようなということで、現在まだ見える形にはなってございませんが、平成23年度にこちらのほうも着手いたします。それから、内容はまだ未定でございますが、5月の連休に何か子供向けのイベントをとということで、そちらのほうは予算上にはあられませんが、考えているところでございます。

野口委員 では、博物館費ということで若干減っているということで、その理由としてアリットレディーが16から14、これどこの事業費がちょっと確認するの忘れたのですけれども、それは説明していただいて、16から14に減ったということの仕組みというか、どういった形で減らしたとかいうことで教えてください。

博物館副館長 予算書上減りましたのが平成23年度からということでございまして、実際には今年度、平成22年から14人体制で行っております。以前16ということだったのですが、そちらのほうは退職された方の関係がありまして、それを補充せずに一応対応しようということで、それを継続して14で平成22年度が何とかできましたので、平成23年からは予算書上も2名減の14人体制でということになったことでございます。

野口委員 そこで減らすには、全体の勤務時間を減らすとか、1人体制のときを置くとか、目に見えたそういう形があると思うのですけれども、もしそれ何にも勤務形態が変わらずに2人減っても大丈夫だったら、それは市の怠慢ということになるわけではないですか。ですから、そういう形をとって減らしたのか。

博物館副館長 アリットレディーは、午前勤務と午後勤務がございまして、人手が足りないときなどに午後勤務を午前に勤務体制を変えてもらってその人数を確保して、午後の勤務のほうが少ない状態でのどというか、そういったことで、いろいろな双方の事業内容によって人員を調整しながら行ったということでございます。

野口委員 結論ですけれども、受け付け含めて、店内含めて常時何人かいて、それをちょっと減らしたということ、つまり常時いる人を減らしても大丈夫だったということでいいのですか。それを確認しておきます。

博物館副館長 館内の展示が開放的な展示でございますので、やはりそういった例えばさわったり、変な話ですけれども、盗難であるとか、さわって壊れるとかいうようなことについての目の行き届きは若干その人数を減らした分の影響は出ているかと思うのですけれども、その辺は場所の移動ですとか、そういったことで対応しているというふうに考えております。

野口委員 つまり、また決算で聞くかと思うのですけれども、今まで何人体制だったから何人体制で

大丈夫だったとか、そういう検証とかいうのはやっぱり議員側としては知りたいことで、それは平成22年度ですから、決算でその結果とかを聞きます。

それで、もう一つ博物館費で全体として減った理由に資料等整備事業も、これ幾ら減ったのかな、若干減っていますよね。100万円は減っていますよね。この原因というのは何ですか。100万円ちょっと減っていますけれども。

博物館副館長 昨年度は、緊急雇用のパート職が資料整理でございまして、そちらのパート職の賃金の減額が主な理由かと思えます。

野口委員 では、前は緊急雇用でプラスアルファの仕事をしていただいたということで、今回は通常どおりということによろしいのですか。

博物館副館長 そのとおりでございます。

野口委員 では、これも決算でちょっと中身はやります。

それで、ちょっと前後しますけれども、同じ博物館費ですから、アリットフェスタについて、地元ですから、若干不安というか、危惧がありますので、ちょっと質疑させていただきますが、あそこは駐車場は多分ない、奥にも多分とめられないような気がするのですけれども、つまり今まであそこは予約というか、約束して参加者を決めて来てくださいますから、十分連絡とれると思うのですけれども、一般展示となれば車で行くことも可能性あるのですけれども、そういった関係はどう対応されるのですか。

委員長 旧黒須銀行の話ですか。

野口委員 旧黒須。

博物館副館長 旧黒須銀行の公開につきましては、今までも何度かやっておるのですが、駐車場はないということで公募させていただいて……

野口委員 公募でしょう。

博物館副館長 はい。やっておりますので、その後平成23年度に駐車場が確保できるかということはないので、駐車場はないという想定のもとに事業を計画する形になろうかと思えます。

野口委員 細かいようではございますけれども、公募の場合は連絡つくけれども、展示場としてやる場合はそれ徹底できない可能性が、不安があるではないですか。ですから、そういった配慮はどうされているのですか。だから、旧黒須銀行のチラシには駐車場ありませんとでかく書くとか、何かそういう配慮は、もしくは公民館近くにありますが、ちょっと文句出そうではございますけれども、そこにとまっていいとか、その辺どういう配慮しますかと。

博物館副館長 やはりチラシですとか、案内物に駐車場がない旨は継続して、もっと目立つように工夫が必要かと思えます。それから、どうしても来てしまったような場合には、敷地内に五、六台は裏とめられる場所がございますので、そういったことで対応していきたいというふうに思います。

安道委員 博物館運営事業というふうなことで、押しなべて減額というふうな形で、アリットフェスタ開催事業と情報システム提供事業については増額されているわけですが、例えばお茶大学開催事業ですとか、お茶文化普及事業あるいは教育普及事業については200万円以上の減というふうな厳しい状況になっているなというふうに感じました。こうした中で従来どおり今一生懸命人を集めるような工夫もしていきたいというふうなお話もあったわけですが、従来の事業をきちんと進めてさらに工夫を削っていくという点ではどうなのでしょう。問題ないのかどうなのかというふうなところをお聞きしたいと思います。

博物館副館長 教育普及事業の減額につきましては、先ほど申しましたアリットレディーの関係が主なものになるかと思えます。そのほかのアリットフェスタですとか、減額されている事業につきましては、いろいろ事業の中で増減ある中で最終的にやや減額ということになっているかと思うのですが、一応昨年同様の規模または工夫を凝らしてそれ以上のものをつくっていきたいというふうに考えております。

安道委員 先ほど子供向けの事業ですとか、それから夏祭り等々新しくそういった工夫もしていきたいというふうなことでさまざま工夫されているようなのですけれども、そういった点では課題もある中で予算削られてやっていくというのは厳しいかと思えますけれども、そういう点ではよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにございせんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項5 社会教育費、目6 博物館費についての質疑を終結いたします。次に、図書館長より概要説明をお願いします。

#### 概要説明

図書館長 それでは、図書館が所管する予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書の140ページから143ページをごらんいただきたいと思います。目5 図書館費3億1,307万2,000円は、本館、西武分館、金子分館及び藤沢分館にかかわる経費であり、前年度対比107.36パーセントでございせん。金額にいたしますと2,145万9,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、埼玉県の緊急雇用創出基金、市町村事業補助金を活用しての施設管理事業と図書等整備事業、合わせて1,783万4,000円と、それから平成23年度は図書館情報システムの更新を予定しておりますので、その増額分982万2,000円などが主な増額の理由でございせん。

それでは、主なものにつきまして順次ご説明を申し上げます。まず、大事業、施設管理費のうち、維持管理費2,313万7,000円につきましては、各分館の清掃委託料、光熱水費などの施設管理に要する費用と、先ほど申し上げました埼玉県緊急雇用創出基金を活用しての図書館安全美化業務委託料807万7,000円などが主なものでございせん。

次に、大事業、情報ネットワークシステム整備事業3,239万4,000円は、本館を初め3分館のネットワークシステム機器の借り上げ料などでございます。このシステム機器につきましては、昨年、具体的には平成22年の5月でリース契約が終了いたしまして、現在は再リース契約になっております。先ほど申し上げましたように、平成23年度中に更新を計画しておりますので、平成22年度に比較して982万2,000円の増額になってございます。

次に、大事業、図書等整備事業のうち、事務費1,246万3,000円につきましては、やはり埼玉県緊急雇用創出基金975万7,000円をいただきまして、活用いたしまして、視聴覚資料の整理、修理業務を実施するものが主なものでございます。

以上でございますが、平成23年度におきましては県の補助金等を有効に活用しながら図書館の環境整備に努め、市民の図書館利用の促進を図ってまいりたいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項5社会教育費、目5図書館費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 143ページ、大事業、情報ネットワークシステム整備事業です。今ご説明がありまして、再リースで982万円増額ということですが、これは再リースの節目で上がるということですか、それとも今後ずっと高くなっていくという意味ですか。

図書館長 もともと実は平成21年度の当初予算では、この事業費は4,000万円ほど計上させていただいていたのですが、先ほど申し上げましたように、平成22年度の途中でリース契約が切れまして、その後は再リースになってしまいますので、再リースになりますと、リース費用が約10分の1ぐらいになってしまいますので、その分が平成22年度は安かったと。平成23年度は、新しく更新いたしますので、もとの戻ったというような解釈でよろしいかなというふうに思います。

以上でございます。

宮岡治郎委員 その新しく更新したものというのは、前のものよりも何か性能がよくなるとか、ほかとの連携というのですか、ほかの図書館との。がより濃密になるとか、何かいい点もあるわけですか。

図書館長 更新の中身は、今使っている機器がすっかり新しいものに入れかわるといのがまず大前提でございますけれども、ではシステムの中身そのものをどうするのかということになりますと、今実は検討しているところでございますけれども、現在のシステムの内容を大幅に変えるということは金額上もなかなかできないということで、現在のシステムを引き続いていくということは言えるかなと思います。

ただ、何点か現在これは検討中でございますけれども、現在のシステムから変更点もござ

います。どういうところかと申しますと、1つは現在図書カードを一人一人登録していただいて、図書カードをつくっていただいているのですが、それを今度リライトカードと申しまして、よく問い合わせであるのは、私は今何冊借りているのか教えてもらいたいと、あと何冊返すのだというような問い合わせが結構ございますので、そういう方が結構いらっしゃいますので、あらかじめカードの裏に借りた本の、書名は書けませんけれども、何冊借りているかというのが書き込めるような、それは自動的に貸し出したときに書き込めるらしいのですけれども、そういうものをつくって、それからそれは何月何日までに返す必要があるというような期限の日にも書き込めるようなカードに変えていきたいというのが1つでございます。

それと、もう一つは今メールがかなり普及してございますので、メールを充実をしていきたいなというふうに考えております。例えばこれは図書館から発信するのですけれども、どうしても期限内に返せない、あるいはそれが今は一月おくれた場合には督促状をはがきで出させていただいているのですけれども、そういうものもメールで今度は督促状が出せるようなふうなシステムにしていきたいなというふうに考えております。

あともう一点は、現在ホームページはもちろんございますけれども、これがなかなか今職員で簡単に更新できないような形になっておりますので、そういったところも職員が随時更新できるように、更新しやすいようなシステムにしていって新しい情報を市民にご提供できるというような形に改善をしていきたいなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

向口委員 143ページの中ほどなのですけれども、施設管理費のうちの事務費5,380万7,000円なのですけれども、この内訳をちょっと教えていただけますでしょうか。

図書館長 事務費の5,380万7,000円の内訳でございますが、主には現在図書館で働いていただいておりますパート職員の賃金でございます。現在40名それぞれ分館、本館含めて働いていただいておりますけれども、その賃金の総額が、これは予算上ですけれども、5,204万2,000円でございます。それから、あとは事務機器の借り上げ料、複写機3台、裁断機2台、コピーチャージなどがございますが、これが68万円。それから、来年度は司書資格の講習会にぜひ職員を派遣したいということで要望しておりまして、それが認められましたので、その受講料等を合わせまして30万3,500円、以上が事務費の内訳でございます。

向口委員 それで、40名のパートの方の賃金ということなのですけれども、今回の議会で陳情書が上がっていたと思うのですが、私ちょっと今手元にないのですけれども、ごらんになっていただけましたでしょうか。質疑です。

図書館長 もちろん見させていただきまして、それに対する本人に対するご回答も既に差し上げてございます。

向口委員 私図書館のパートの方たちがそんなにひどい態度をしているとは思わないのですけれども、この40人という人数に対してはどのような回答を出されたのかなというふうに思うのですけれども。

図書館長 あの陳情書の中身は、一言で申し上げてしまえば図書館のパートが少し多過ぎるのではないかというような中身だったかなというふうに記憶してございますけれども、現状申し上げますと、本館の場合ですけれども、いわゆるカウンターの事務でございまして、平日は3名、職員プラスパートが2名、それから土曜日が4名配置しております。職員プラスパートが3名、日曜日と祝日が5名配置しております。職員1とパートさんが4名という形になります。この人数につきましては、利用者数にやはり大きく左右されるかなと思いますけれども、本館に限って申し上げますと、例えば平日ですと800名から900名ぐらいが入館者ですけれども、土曜日ですと1,200とか、日曜日、祝日ですと1,400ぐらいの入館者がございまして、やはり入館者に対応できる人数はそろえていく必要があるかなというふうに考えております。したがって、現状が多いかどうかということになりますと、現場としましては、やはりそのぐらいの人数が現状では必要だという判断でおります。

以上でございます。

安道委員 図書等購入事業というふうなことで、今回この予算が2,253万8,000円というふうなことで図書購入費がついてはございますけれども、市民ニーズにこたえてさまざまな分野の図書をそろえますというふうなことで一応あるわけですけれども、新聞ですとか雑誌などについては非常に限られているように思います。市民のほうからは、こういう雑誌等々やっぱりもう少し枠を広げてくれというふうな声はないのでしょうか。

図書館長 例えばスポーツの雑誌、陸上競技だったでしょうか、今ある陸上競技の月刊誌を1冊本館では購入しているのですけれども、ほかにも何かあるらしいのですけれども、それではなくて別のを入れてくれという、そういったご要望はございますけれども、総体として例えば今何百タイトルあるのをもっとふやせというのは直接には、もちろんそういう気も全くないわけではございませんけれども、そんなに大きな要望としては、今のところは私のほうでは聞いてございません。

安道委員 市民のほうから一般的にはそろってもいいような雑誌がないように思うというふうなことであったものですから、そういうふうな声はどうなのかなと思いました。ぜひ検討していただければというふうに思います。

あと、説明の中で学校と連携を図っていくというふうなことであったと思うのですけれども、そういうふうなので参考資料になるようなものも、子供向けの図書もここで広げましたというふうな話があったのですけれども、どういうふうな形で学校側と図書の入れかえというのか、連携というのは具体的にはどういうふうに進めていくのかお伺いします。

図書館長 これは、公立図書館の一つの使命といたしまして、学校図書館を支援していくというのは重要な役割の一つとなっております。現在私どもが学校との連携では、まず図書そのものにつきましては学校さんに、今は全校に団体登録というのをさせていただいております。団体登録していただいた団体には、まとまった数を長期間貸し出すことができる団体貸し出しというのを行っておまして、具体的に申し上げますと、200冊3カ月まで貸し出すことができます。したがって、学校さんにはそういう団体貸し出しを利用していただいて、まとめて学校の図書館に貸し出すというようなことも行っております。

それから、ご存じのように学校図書館のほうもボランティアさんが今学校図書館でたくさん活動していらっしゃるわけですが、そういったボランティアさんに対する講習会とございますか、研修会とございますか、そういったものも図書館のほうで実施をさせていただいて、レベルアップといたしまししょうか、本に対する知識の向上といたしまししょうか、そういった形で学校図書館は支援しているところでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、団体貸し出しというふうな形で200冊3カ月間、これ結構な数ですよ。小学校16校というふうなことになってくると、なかなかこれもまた厳しいのかなと思うのですが、やっぱり図書館を訪れる子供たちにも本を提供し、学校にも提供してなかなかこれは厳しいのかなと。実際としては、各学校、要望があって貸し出すというふうな形で、全校にというのではないわけですよ。それ各学校からの要望というのは、どの程度になっているのでしょうか。

図書館長 登録に関しましては、先ほど申し上げましたように、小中学校すべてが登録してございますけれども、もちろん全校が利用しているということではなくて、ちょっと今数が私も数字持っていないのですが、何校かはその制度を、登録だけはしているけれども、実際に利用していないという学校もあったように記憶してございます。

安道委員 これから調べ学習等々では、学校側は図書館も利用していきたいというふうな話が教育長のほうからあったなというふうに記憶しているのですが、そういった点では、私個人の考えでは、やっぱり図書館には図書館の役割があって、もちろん連携もあるけれども、学校図書には学校図書の役割があるだろうと。だから、学校図書で本来なら十分それは手当てすべき課題だとは思いますが、今の状況で言うならば、そのように公立図書館の活用も図っていかねばならない現状なのだというふうなことで、そういった点では今いろいろボランティア養成もやりながら、そういう資料になるようなことも提供しながらというふうなことでありましたので、十分に活用を図れるような工夫をとというふうなことで要望をお願いしたいと思います。

小出委員 143ページの図書購入のあれなのですが、これ購入する際にリクエストとかにこた



えると思うのですけれども、これ決定するのはどういうシステムで決定されているのでしょうか。

図書館長 図書の購入に関しましては、図書購入基準というのが図書館で決まっておりますので、その基準に基づきまして毎週私が司書のうちから今は5名でしょうか、指名をいたしまして、選書委員会という会を組織させております。その選書会議で最終的には決めるのですけれども、新刊の場合には現在は、手順としましては、毎週新しく発行された本を出版の取り次ぎ業者からまとめて送ってまいります。これが毎週二、三百冊ございますか、その中から先ほど申し上げた選書会議委員が1冊1冊これは図書館では必要か、これは必要ではないかという判断をいたしまして、その中から購入する本を選んでおります。実際に購入するのは、その取次店から買うわけではなくて、市内の図書の小売業者が組織しております図書館図書納入組合というのがございますので、その納入組合を通じて購入すると、こういう形になっております。

リクエストがあった場合、どうするのかというご質問があったかと思えますけれども、もちろんそれ以外にもリクエストがたくさんございます。そういうものにつきましては、取り次いでからなかなか来ない本もございますので、選書会議で検討いたしまして、ではこれは別のルートで買おうということで、直買いと申しますけれども、例えば丸広の本屋さんから購入したりとか、そういったことで対応しているところでございます。

以上でございます。

小出委員 それで、それに関連して雑誌の週刊誌なんかずっと各分館で決まった、例えば西武分館ならずと同じ雑誌がありますよね。これもやっぱり選考委員会で雑誌なんか、週刊誌なんか決めて購入するということなののでしょうか。

図書館長 基本的には、雑誌のタイトル、どういう雑誌を購入するかは今申し上げました選書委員会で決定しております。今雑誌が大変頭が痛いところなのですけれども、廃刊が大変多くなっておりまして、次から次へと休刊になってしまうと。では、そのかわりを何にしていくのかというようなところが今選書会議での大きな課題にはなっております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項5 社会教育費、目5 図書館費についての質疑を終結いたします。次に、中央公民館長より概要説明をお願いします。

概要説明

中央公民館長 公民館所管の平成23年度予算についてご説明を申し上げます。

入間市予算書及び予算説明書18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。目9

節3 社会教育使用料のうち、公民館使用料2,100万円は、平成23年4月使用分から公民館使用料の免除規定を改正させていただきましたことに伴いまして、前年度対比2,160万円の増額でございます。なお、公民館使用料の免除率は22.5パーセント程度になるものと見込んでおりますが、今後とも公平で円滑な施設の提供に努めてまいりたいと存じます。

次に、同じく予算説明書138、139ページをお開きいただきたいと思います。目2 公民館費5億603万8,000円は、公民館に係る経費で、前年度対比143万5,000円の増額でございます。

このうち、大事業、公民館管理運営費につきましては、公民館使用料をできる限り公民館の整備充実のために充当すべく配慮して予算編成をいたしましたので、その主なものについてご説明をいたします。まず、管理運営費の修繕費849万1,000円は、前年度対比297万8,000円の増額で、公民館整備事業として新たに高倉公民館等の畳の表がえやふすまの張りかえ、久保稲荷公民館等の空調機の修繕など23の事業を予定しております。

次に、諸工事費389万6,000円は、前年度対比928万9,000円の減額で、公民館整備事業として東金子公民館の段差解消工事、藤の台公民館の混合水洗改修工事等6事業を予定しております。

同じく事務費2,583万2,000円は、前年度対比488万7,000円の増額で、このうち公民館整備事業として今まで予算化することができないでございました会議室の机、いす、音響機器、卓球台、電子ピアノ、冷蔵庫等619万5,000円の備品購入を予定しております。

最後に、大事業、事業運営費966万4,000円は、前年度対比19万円の増額で、家庭教育や青少年事業あるいは文化活動促進事業等、公民館の主催、共催事業の企画、運営に係る予算でございますが、引き続き市民の生活文化の振興、社会福祉の増進を図るため事業の充実にも努めてまいりたいと存じます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款10教育費、項5 社会教育費、目2 公民館費についての質疑を願います。

向口委員 公民館使用料の2,100万円の使用料収入なのですが、この2,100万円という金額なのですが、この計算の仕方というのは、例えば午前なら午前、午後なら午後、4時間、5時間というのを単純に単価を掛けて、今まで幾らだったから、単純に4時間、5時間ということで掛けて出した金額だと思われるのですが、いかがでしょうか。

中央公民館長 公民館の使用料につきましては、6月の議会で時間当たりの使用料の改正をさせていただいたところでございますけれども、公民館の使用申し込みにつきましては1時間半とか2時間半とか、あるいは2時間とかというような30分単位の使用申し込みを受け付けております。今回の改正に合わせて、9月にその改正の内容の説明会を各公民館でさせていただきますけれども、その際に使用料を徴収することになりますので、使用申し込みの単位

の時間、それから場合によりますと、部屋を小さい部屋、料金の低い部屋に移る、そういうような要望も出てまいります。そういったことがございましたので、そういった調査をさせていただいたり、あるいは調整をさせていただきまして、時間単位の使用時間と1カ月当たり何回使うかということをも10月に調査させていただきました。そのときに各団体から出た回数と時間に基づきまして新しい料金を積算して出したものが今回の見積もりであります。

向口委員 その10月の調査のときは、やはり登録団体の方々も今までは例えば申し込むときに午前なら午前、午後なら午後という長いスパンで申し込んでいたりしたことがあったと思うのです。ただ、今度使用料がかかるということでもやっぱり1時間単位できっちりやらなければいけないとか、そういった意識が恐らくあるのだと思うのですけれども、そういった意識がある上でのアンケートだったのでしょうか。

中央公民館長 私どものほうは、ちょっと細かい話になって恐縮ですけれども、従前より午前、午後、夜間という単位の申し込み区分でありましたけれども、特に午後などの時間は使用料が免除でありましたので、2団体が入ってくるというような使い方も受け付けておりました。したがって、従前より30分単位の時間単位で受け付けておりましたので、各団体間の今後はその重なり合うという部分も出ますので、そういったこともきちっと調整して今後の貸し出しをしなければならないということもご説明申し上げた上で使われる時間をある程度確定、部屋と時間を確定していただきたいというご説明をして確認をさせていただきましたので、かなりそれに近い時間ではないかなというふうには思います。ただ、10月の時点でございましたので、中央公民館につきましては使用料がもともと時間単位ではございませんので、そういったことはなかったわけですけれども、地区館については実際には3月に、1日から申し込みを受け付けているわけですけれども、その段階になれば実際お金を払うということになりますので、場合によったら30分程度のまたさらに時間を短縮すると、そういったこともあるかなとは思いますが、10月の時点ではそういったことをご説明申し上げて他の団体とのかぶり合いもないように調整させていただいたと、説明させていただいた上での確認というふうなことになっているかなというふうには思います。

向口委員 どうしてこういうことを言うのかといいますと、その辺の見積もりが例えば2,100万円と計算して、実際にはそれよりも手数料が七、八割ぐらいしかなかったというようなことになった場合、これが維持修繕費に回るということを考えましたときに、やっぱりその維持修繕費が削られてしまうということが考えられると、そういった意味でこの3、4、5月あたりぐらいでその手数料の収入が計算上、大体妥当なのかどうかということをやっとしっかり把握していただければいいのかなというふうには思っております。そういった実態の把握をぜひしていくお考えはいかがでしょうか。

中央公民館長 今ご質疑いただきました今後の実態につきましては、既に3月から始まっております。

そういったこともありますので、よくつかんでいきたいなというふうには考えております。実は、昨年4月の段階で使っていただいている時間のときの調査も実はさせていただいておまして、そのときの試算ですと2,700万円程度だったのです。それがいわゆる申し込み上の時間と、それから新しい単価を掛けた試算でございますが、2,700万円でございます。それを10月の段階で説明させていただいた上で、片づけや準備の時間も使用料に含まれますよということをご説明した後の試算でそれが一気に2,100万円まで落ちていると。しかしながら、今後もっとシビアになっていく可能性あると思いますので、先ほど申し上げたように、実際の経過を見ていきたいなというふうには考えております。

向口委員 つけ加えまして、活動をやめたりですとか、やっぱり団体の人数が減っていくというようなことが実際にもうちょっとあるようですし、今後考えられるのかなと。努力していただくとおっしゃってございましたけれども、減るという実態というのはやっぱりあるのかなというふうに思いますので、重ねてなのですけども、そういった実態把握のほうをぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

野口委員 今のやりとり聞いていると、公民館の修繕とか、もろもろの経費のプラスアルファに使用料をあてがって、使用料が減るとそれも減るみたいな、多分そういう意図はないと思いますが、そういうふう聞こえてくるので、改めて確認なのですけども、今まで幾らかかかってきたものプラス老朽化等、備品等含めてお金がかかると。それを受益者負担でもお願ひしますよということで、別に使用料が財源になっているわけではないわけですが、これからふえる分は。ですから、今言ったように使用料が2,100万円から二、三百万円減ると、この修繕と管理費というの減るといような言い方がちらっと聞こえたので……

〔(影響は出てくると思いますね) と言う人あり〕

野口委員 影響は出てくると言い切ってはだめなので、影響しないということではっきり言わないとだめなの。つまりこれは別なのです。つまり公民館は一定の使い勝手のいい状況は必要なのです。それを維持するのにこれからどんどんお金がかかるから、利用者にもお金の負担をお願ひしますということであって、お金の負担がそれに回るわけではないのであって、それは当然行革のほうでも一応は維持運営費は利用者のほうで何とかとか、そういう規定があるけれども、理屈のものではないわけではないですか。だから、やっぱりどういう公民館にしたいかという、維持管理が必要かということでもって計算はして、やっぱり必要なものは出していくということですよ、そういう姿勢で。リンクするという意味ではなくて。

中央公民館長 今回の使用料の減免規定を見直させていただいて一定の負担をいただくという考え方の中には、非常に老朽化している施設を今後も適切に維持管理して行って、むしろ充実していくようなふうにしていきたいというふうには考えておりますので、当然負担いただいた以

上の整備充実の考え方をしていきたいなというふうに担当としては考えております。

野口委員 状況わかりました。

もう一点、事務費ということで備品619万円、これは何か今まで予算計上できなかった云々ということで、テーブルとか今まで全く買えなかったということですか、この十何年、わからないですけども、長年の間。予算計上できなかったという意味、ちょっとお聞かせ願えますか。

中央公民館長 非常に財政が厳しい中で、これは一般的な市の方針と言っているかなと思いますけれども、備品購入費は基本的にはここ数年認められてこなかったという現実がございます。

安道委員 あわせて関連なのですけれども、今回そういうふうなことでこの備品分も予算がついた、それから各施設の要望にこたえるような形で畳の張りかえですとか、23事業行いますというふうなので一気にここで取り組まれるというふうなことなのですけれども、これまで各公民館どの程度のこういうふうな要望があったのか。今回そういった要望について、どの程度改善が図られるのか。また、これからどういうふうにそれが要望にこたえる形でされていく計画なのか、その辺についてお願いします。

中央公民館長 これは、公民館の職員のほうからの要望ももちろんございますし、それから利用されている利用者のほうからも非常に老朽化していたり、壊れているのに、なかなか買いかえができないということがあって、ニーズはあったものであります。それに対して今回の平成23年度編成では緊急を要するものであったり、非常に傷みがひどいものをまず優先させてもらって精査いたしました。平成24年度以降も実はニーズにこたえられない部分もありますが、例えばブラインド等が多少傷んでいるというような部分の修繕等とございましたり、同じ公民館の机の入れかえであっても傷みのひどい部屋からやっていくとかというような計画を立てておりますので、平成24年度以降もそういったことしできなかった部分をできれば同規模の整備事業をしていければなというふうに考えております。

安道委員 そうしますと、今回この要望についてはどの程度そういうこれまでであった要望の、あるいは必要とする修繕とかの何割程度今回できたのかというふうなことという、どうなのか、その点は。

中央公民館長 正確な何割というのは、出し方として金額で申し上げることはちょっと、例えば空調機の修繕とかは非常に大きなもので、それだけでも2,000万円超えるような工事になりますので、金額でその年度、年度を比較していくと、なかなか実際のどれだけ予算をかけたかということの比較ができません。ニーズの件数で申し上げると、6割から7割ぐらいことしのうちにできたかなというふうには思うのですけれども、今申し上げたように今後空調機の改修であるとか、屋上の例えば防水工事等のような大きな事業が一発で入ってくると予算的には非常に大きくなりますので、どの程度という割合で申し上げるのがちょっとあれなのです。

けれども、件数で申し上げたとすれば、大体7割程度はことしできたかなというような感じはしております。

安道委員 そうしますと、端的に言ってこれまで本当にそうするとそういった予算がなかなかつけられてこなかったという状況があるというふうなことになりますよね。いずれにしても、平成24年度以降もこれについてはできるだけ予算をつけていきたいというふうな方向性で認識して、これからはこういうふうなことは改善されるのだというふうな認識でよろしいのでしょうか。

中央公民館長 予算の組み方の大きな違いと申しますと、冷温水発生器、先ほどから申し上げています空調機の修繕なのですけれども、壊れてしまったところで初めて補正予算というような予算の対応をここ何年かしてまいりました。これは、私ども公民館だけではないかもしれませんが、例えば明らかにこれは定期点検でもうだめだよとかというような場合に、とまってしまうような状況になって初めて補正予算というような対応でございましたので、今回その分も、危ない、あるいは機能が非常に落ちていて余り冷えなかったり、温かくならなかったりしているような部分もその対象にさせていただきましたので、そういう意見で非常に予算の組み方自体がちよっと違いますので、その点今回大きな費用がかかる空調機関係ではそのような対応をさせていただきました。今後も計画的に空調機の入替えはしていかないと、特にこういった大きな費用がかかるものについては、なるべく先手を打った形で計画的に更新をしていくというような計画を立てていきたいなというふうに考えております。

安道委員 さらになのですけれども、いいのですか。

委員長 ほかのことですか。今ので……

安道委員 公民館活動に関してなのですけれども、先ほど何回か利用者に対して説明会を持っていろいろ対応してきたというふうなお話ありました。そういうふうなこともあって、利用者側の声も聞いて少人数サークルについては対応しましょうというふうなことで、この4月以降の申し込みについては普及期間でしたっけ、何かそういうふうな新しい推進期間とか普及期間というふうな対応をして取り組みますというふうなことでスタートしているかと思うのですけれども、反応はどうなのでしょう。

中央公民館長 4月をサークル活動の促進月間というふうに位置づけさせていただいて、サークル活動を体験できるとか、あるいは見学ができるというような形で事業をそれぞれのサークルで計画いただいて、それを全体的な枠組みとして3月1日号の市報でPRをさせていただきました。個別の公民館では、それをより具体的に公民館だよりを通じてPRをさせていただいているところでもありますけれども、全体では200を超えるサークルがこの事業に応募して4月に取り組んでいくというふうな状況になっております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款10教育費、項5 社会教育費、目2 公民館費についての質疑を終結いたします。  
ここで休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものについての質疑が終了しましたので、これより討論に入ります。反対の方から願います。

安道委員 議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについて、反対の討論を行います。

円高不況が長期化する中で、国民の暮らしは厳しさを増しています。民間賃金は、ピーク時の1997年から年収で平均61万円、総額で31兆円も減っています。一方で、大企業の内部留保は244兆円まで膨れ上がり、金余りとなり、異常な構造が内需を冷え込ませ、日本経済の健全な発展を妨げています。政府の来年度予算案は、財界言いなりで法人税減税を行い、証券優遇税制を2年間延長しようとしています。大企業、大資産家への減税は約2兆円、国民には社会保障改悪で負担を迫ろうとしています。

こうした中、入間市では平成23年度から子宮頸がんワクチンなどの無料接種事業や妊婦健診の14回無料化の恒久化など盛り込まれています。子供医療費については、平成23年度から通院については小学2年生まで無料化されますが、近隣市に比べ、おくれをとっている状況について、さらなる拡充が期待されるところです。市民の暮らしは、所得の減少が続き、厳しくなるばかりです。今こそ閉塞感に包まれた状況を打開し、市民生活を応援する施策が求められます。以下、具体的な反対の理由を述べます。

1 点目として、国民保護関係事業費です。入間市では、自衛隊が参加し、国民保護訓練を実施しています。国民保護法は、災害救助などとは根本的に異なり、有事の際に米軍と自衛隊の軍事行動を優先するための国民動員計画です。戦争を前提としており、市民を危険にさらすことにもつながるものです。憲法に保障された基本的人権や国民の自由権を侵害し、入間市の平和都市宣言にも相反するものと思います。

2 点目に、住民基本台帳ネットワークシステム予算です。住基ネットは、膨大な個人情報を国家が一元的に管理するシステムで、国家の政策に国民が動員されかねない重大な問題を含んでいます。また、住基カードの発行数が極端に少なく、1枚当たりのコストがかかり過ぎており、市民から広く活用されていない状況であり、住基ネットには賛成できません。

3 点目は、地域福祉基金です。入間市では、財政難を理由にさまざまな福祉サービス切り

捨てが行われてきました。この間国の社会保障改悪が続き、また不安定雇用の増大や長引く不況による失業などで貧困と格差が拡大しています。こうしたときこそ1億5,351万円の基金を取り崩し、福祉施策の充実のために活用すべきです。

4点目は、後期高齢者医療関連の予算です。後期高齢者医療制度は、長年社会に貢献してきた高齢者の方々を75歳という年齢で差別し、高齢者の医療切り捨てをねらった仕組みです。民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止を公約し、政権に着いたにもかかわらず、制度の廃止を先送りし、さらに新制度では現行制度を温存させる内容にもなっています。制度廃止の先送りは、高齢者の差別医療をさらに拡大させるものです。世論にこたえ、一刻も早く後期高齢者医療制度は廃止すべきと考えます。

5点目は、公民館使用料の免除規定見直しが行われ、利用料が組み込まれた予算となっていることです。破綻した構造改革路線を受け継ぐ行政改革長期プラン前期実行計画により、社会教育の場に受益者負担の原則を持ち込むことは認められません。公民館活動を通して地域と人が交流し、学び、技術を習得するなど市民が教養を高め、よりよく生きることにつながる活動が展開されています。さまざまな活動を通して地域社会に返していく、地域をよりよく豊かにしていく活動拠点が公民館です。公民館活動の制限につながるおそれがある利用料負担はなくすべきです。

以上で議案第19号の反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方。

宮岡治郎委員 議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについて、保守系クラブを代表して賛成の討論を行います。

当市の財政状況は、依然として市税収入が減少するなど厳しい状況ではありますが、本委員会に付託された予算内容は市民要望にこたえ得るものであり、理解できるものです。なお、子ども手当については子ども手当法案の行方が不透明なところもあり、財源不足から従来の児童手当分が地方負担として継続される可能性もありますが、現段階ではやむを得ないものと理解しているところです。以下に賛成の理由を具体的に申し上げます。

まず初めに、歳入で款14使用料及び手数料、項1使用料、目9教育使用料、節3社会教育使用料の中で公民館使用料として2,100万円が計上されています。これは、受益者負担の適正化と効率的な施設利用のためのものであると理解しているところです。本年4月からは、ほとんどのサークルから使用料を徴収することになりますので、利用者のためにもご負担いただいた使用料は、できる限り公民館施設等の充実のために還元すべきだと考えます。この点については、歳出予算の款10教育費、項5社会教育費、目2公民館費に反映して計上されています。予算編成に当たっては、各地区公民館の要望を集約し、利用者に配慮したものとなっています。



次に、歳出の中から申し上げます。まず、1点目は款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費で、市民活動促進事業333万7,000円が計上されていることです。市民提案型協働事業については、市民側からの自由提案事業に加え、平成23年度からは行政側からのテーマ設定提案事業も始まり、制度の充実が期待されるところです。

2点目は、同じく目17防災・国民保護費で、防災訓練実施事業1,104万円が計上されていることです。毎年8月下旬に実施されている防災訓練については、近年の集中豪雨、台風、地震災害等を考えると、その重要性はますます高まっております。自治会、自主防災会や関連機関が災害発生時におけるそれぞれの役割を再確認し、防災意識の啓発を図るためにも継続的な取り組みが必要であります。

3点目は、款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費で、高齢者地域ネットワーク支援事業31万5,000円が計上されていることです。額としては少ないものの、この高齢者等地域ネットワーク支援事業は入間市高齢者等地域ネットワーク推進会との連携により高齢者などの見守りと在宅介護、医療の迅速な対応を支援するものであり、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりに寄与するものと評価するものです。

4点目は、同じく目11後期高齢者医療費で、療養給付費負担金7億6,342万6,000円が計上されていることです。これは、法定負担分で医療給付費の12分の1を負担するものであり、必要不可欠なものです。また、後期高齢者医療特別会計繰出金1億9,698万6,000円についても、保険料の軽減措置に伴う県並びに市の保険基盤安定繰出金と広域連合に対する事務費の負担金などの必要経費を法に基づき計上されたものであり、適正です。

5点目は、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で、家庭児童相談員を1名増員することです。ふえ続ける児童虐待を未然に防止するため児童相談体制を強化することは大変重要です。

6点目は、同じく目7子ども医療費で、平成23年4月診療分から通院分を小学校2学年終了まで拡大することです。厳しい経済状況の中、子育て家庭の経済的負担の軽減になるものと評価するものです。

7点目は、款4衛生費、項1保健衛生費、目6予防費で、新たに子宮頸がん等ワクチン接種事業1億4,779万9,000円が計上されたことです。子宮頸がん、小児髄膜炎等に対する予防効果が高いとされている子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種が法定化されていない現在、これらのワクチン接種者に対して接種費用の全額を助成することは乳幼児、児童の感染予防、健康維持が大いに期待され、評価できるものです。

8点目は、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費で、教育支援事業1億6,823万5,000円が計上されていることです。この事業は、学校や児童生徒の実態を踏まえた各学校に対する教育的支援を行う事業ということで理解していますが、特に子ども未来室推進事業は幼児期

から青少年期の育ちと学びの総合的支援を推進充実を図ることをねらいとしたものです。

9点目は、同じく項2小学校費、目1学校管理費で、小学校耐震化推進事業1億1,048万5,000円が計上されている点、また項3中学校費、目1学校管理費で、中学校耐震化推進事業7億6,611万2,000円が計上されている点です。これら予算は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場である学校施設を早期に耐震化の実現を目指しているもので、その推進の重要性、緊急性は十分理解できるものです。

以上のことから、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについて賛成の討論とします。

委員長 次に、反対の方。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ賛成の方。

向口委員 議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについて、公明党入間市議団を代表して賛成の討論を行います。

さて、迷走する菅政権にあつては、平成23年度予算関連法案の成立見通しがいまだ定まらず、憂慮すべき事態であります。特に本市においても予算計上されている子ども手当については、6月の受給時期との兼ね合いからも混乱が予想され、地方自治体においては予算執行に当たって多大な影響を受けるものであり、速やかな国会運営を切に望むものであります。

一方、本市においては市税収入が昨年度からさらに減収となる中にありながらも本委員会に付託された内容は、市民のニーズにこたえ、市民の安心、安全を最優先に限られた財源を有効に配分された中身であると理解しております。

それでは、順次歳出において個別具体的に申し上げます。1点目に、総務管理費のうち消費者行政活性化事業では、消費者相談の窓口を市民相談室と集約し、改修工事に着手していただくことは、市民のプライバシー保護の視点からも相談機能の充実が図られ、評価できるものであります。

同じく総務管理費のうち交通対策費、入間市駅南口自転車駐輪場事業については、平成23年度より使用料の値下げが決定し、利用者にとっては喜ばしく、自転車利用をさらに促進するものと推察されます。今後さまざまな観点からの経費削減にご努力いただきますようお願いを申し上げます。

次に、衛生費のうち予防事業として子宮頸がん、細菌性髄膜炎の予防のためのワクチンの予防接種費用です。女性の健康と乳幼児の健やかな成長を助けるこの事業は、公明党がかねてから熱心に取り組み、実現したものです。特に子宮頸がんワクチンは、このワクチンを接種し、定期的な健診を受けることでほぼ100パーセントの確率で子宮頸がんが予防できる画期的なものであり、当市においても実施されることは評価できるものであります。引き続き

継続的な定期健診の勧奨に努めていただけるよう要望いたします。

次に、教育費のうち教育総務費、教育支援事業、子ども未来室推進事業においては、平成22年度よりスタートした事業であります。小中学校への進学による環境の変化においても、育ちや学びの場で滑らかな接続を目的とし、特に発達障害児童に対するきめ細やかな取り組みはこの1年の間で効果があらわれており、引き続きこの事業の経過を見守り、期待をするものです。

学校管理費においては、武蔵中学校、金子中学校等の校舎改築工事等子供たちの快適な学びの空間と安全を最優先し、新たな事業に取りかかったこと、さらに引き続き学校の耐震化事業を積極的に継続していただけたことは評価できるものです。中でも特に環境教育に配慮し、エコスクールを取り入れ、さらにあずま幼稚園においては園庭を芝生化していただけることは教育環境の充実に向け、大きな一歩となります。

また、教育振興費のうち就学援助制度の入学一時金を前倒しし、入学前支給の実現においては、新入学を控えた家庭にとって待ち望んだ朗報であります。

さらに、教育費のうち公民館費においては、今年度の条例改正を受け、その使用料を各公民館の管理運営費として補修、備品購入に充てていただいたことは、生涯学習を進めていく観点からも高く評価できるものです。有料化により活動停止をやむなくされるようなサークルがないよう、きめ細やかな配慮をいただくとともに、収入が見込額より減少したとしても来年度予定されている修繕等については利用者の理解を得るためにも年度内の実施をお願い申し上げます。

以上のようなことから、市民の暮らしと福祉が大いに向上されることを期待し、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会のものについて賛成の討論いたします。

野口委員 市民フォーラム、野口です。議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち福祉教育常任委員会所管のものについて、賛成の討論を行います。

歳入を見ると、その根幹である市税収入が平成21年度、平成22年度連続して落ち込み、平成23年度はさらに減収となっています。そのような厳しい財政状況の中、委員会所管の中の市民との協働、福祉、教育等、市民の生活に直結する分野で必要な施策を後退させることなく、さらには幾つかの施策で充実を図っている点が見られます。まず、このことが評価されます。

個別施策としては、第1に学校耐震化事業を着実に進めていることが評価されます。

また、次に述べる5つの施策は入間市独自の創意工夫が見られること、及びその及ぼす効果が大きいことから、特に評価できます。1、市民との協働やコミュニティ形成の基礎となる市民提案型協働事業、子供への一貫した支援に取り組む子ども未来室、だれもが安心して

地域生活を営む基盤をつくる地域福祉、この中には高齢者等ネットワーク事業も含まれます。評価されます。そして、子育て支援の多角的な取り組み、最後の5番目として、障害者の充実を進める相談就労支援、このような、もっと多くありますけれども、特にこの5つについては評価することをここで述べさせていただきます。

このように予算執行上、努力されている点もありますが、現に予算執行平成23年度される中で、特に次の3点は意見として指摘せざるを得ないものがあります。1つには、教科指導員を中学校4校に限定したことは教育上の機会均等を阻害するものであり、できるだけ速やかに中学校全校に配置すべきです。2点目として、子ども未来室はその重点課題を発達障害児等支援を要する声の取り組みと仕組みづくりにおいて、その構築に最大限の力を発揮していただきたいということです。3番目として、健康福祉センターと福祉部との縦割り行政の弊害がもたらされないよう調整と連携に留意してください。特に双方の類似の事業がなされている高齢者の健康づくりについては、もう具体的な調整、連携に入っていただきたいと思っております。

以上で賛成討論を終わります。以上です。

委員長 これより採決いたします。

議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第19号 平成23年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算

委員長 次に、議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

保険年金課長に説明を求めます。

概要説明

保険年金課長 よろしくお願ひします。平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

平成23年度国民健康保険事業における月平均被保険者の見込み数を4万5,900人、加入世帯数を2万4,850世帯で見込み、予算計上いたしました。

それでは、予算説明書の176ページから178ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の1、総括であります。本年度の歳入歳出予算総額は155億9,149万9,000円を見込み、前年度当初予算に対しまして11億8,120万9,000円、率にいたしまして8.20パーセントの増となっております。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。説明書の179ページから180ページをお開きください。款1国民健康保険税34億5,409万4,000円は、現年度の収納率を平成21年度実績より0.22ポイント増の88.74パーセントで計上いたしました。前年度対比1億989万7,000円の増額、率にして3.29パーセントの増の計上となっております。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、次のページになりますが、目1療養給付費等負担金27億5,142万8,000円で、前年度と比較いたしますと5,502万7,000円の減額となっております。この負担金は、一般被保険者の療養給付費に対する国庫補助金であります。一般被保険者療養給付費等が昨年より増加しておりますが、これを算出する際、控除する一般被保険者に係る前期高齢者交付金が増加しているため、減額となるものでございます。

次に、款4項1目1療養給付費等交付金6億4,044万2,000円は、前年度対比2億6,788万8,000円の増額です。これは、退職被保険者等の医療給付に係る交付金として社会保険診療報酬支払基金から受け入れるもので、退職被保険者等医療費の増加を見込み、計上したものでございます。

次に、款5項1目1前期高齢者交付金42億8,840万8,000円は、前年度対比7億8,067万円の増額でございます。これは、65歳から74歳までの退職医療制度にかえて、保険者間の財政調整を図るため、社会保険診療報酬支払基金から受け入れるもので、前期高齢者給付費等の増加によるものでございます。

次に、183ページから184ページをお開きください。款7項1共同事業交付金18億715万9,000円は、前年度対比4,528万1,000円の増額で、目1高額医療費共同事業交付金及び目2保険財政共同安定化事業交付金のそれぞれ平成22年度実績見込みにより算出したもので、保険税の平準化財政の安定化を図るための医療費の実績、被保険者の数により国保連合会から交付されるものでございます。

款9繰入金は、保険基盤安定繰入金等の法定繰入金2億8,580万5,000円と法定外繰入金のその他一般会計繰入金11億6,419万5,000円を合わせて、平成22年度と同額の14億5,000万円を計上いたしました。

次に、歳出に入ります。歳出の主なものについてご説明いたします。189ページから190ページをお開きください。款2 保険給付費106億3,873万1,000円は、前年度対比8億7,266万円の増額で、今年度の療養給付費、高額療養費等の実績に基づき計上いたしました。

次に、193ページから194ページをお開きください。款3 項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金20億8,128万4,000円は、前年度対比4,482万7,000円の増額です。国保加入者の全員が後期高齢者医療制度への拠出金として埼玉県診療報酬支払基金へ支払うものでございます。今回の増額の主な要因は、1人当たりの支援金額及び被保険者数の増加によるものでございます。

次に、195ページから196ページをお開きください。款5 項1 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金447万3,000円は、前年度対比1,723万1,000円の減額です。平成20年度に75歳以上の被保険者が新制度に移行し、老人保健制度は廃止となり、原則平成22年度で精算金が終了しますが、その後老人医療費の支払いが遅延されている分の精算金を埼玉県診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

款6 項1 目1 介護納付金6億9,231万1,000円は、前年度対比5,085万5,000円の増額です。40歳以上の被保険者の見込み数及び1人当たりの納付金等から積算したもので、埼玉県診療報酬支払基金への支払いでございます。増額の主な要因は、介護保険第2号被保険者及び1人当たりの納付金の増加によるものでございます。

款7 項1 共同事業拠出金17億7,743万円は、前年度対比1億6,856万7,000円の増額で、目1 高額医療費共同事業拠出金及び目2 保険財政共同安定化事業拠出金の前々年度等の実績見込みにより算出したもので、埼玉県国保連合会へ支払うものでございます。

次に、197ページから198ページをお開きください。款8 保健事業費、項1 目1 特定健康診査等事業費1億4,032万9,000円は、前年度対比1,154万5,000円の増額で、特定健康診査対象者1万2,530人、前年度対比470人の増を見込みました。同じく項2 保健事業費、次のページになりますが、目2 疾病予防費7,086万4,000円は前年度対比1,736万円の増額で、人間ドック等の助成金を2,520人見込み、前年度対比620人の増を見込みました。

次に、201ページから202ページをお願いいたします。款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金6,236万円は、前年度対比5,198万円の増額です。これは、平成22年度退職医療給付費等交付金の超過交付に対する返還金で、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

小出委員 保険税のところなのですが、これの中で滞納分というのはどのぐらいになるのですか。

ようか。滞納している人の金額と人数等はわかりますでしょうか。

保険年金課長 この予算書に、失礼しました、180ページなのですが、まず一般被保険者と退職被保険者の税が2通りに分かれております。それぞれに、区分で申し上げますと4、5、6が滞納繰り越し分ということです。同じく退職被保険者につきましても、4、5、6が退職の滞納繰り越し分ということで予算を計上しております。

小出委員 資格証明書を発行されていると思うのですが、ことは今度どれぐらいになっているのでしょうか。

保険年金課長 今現在でよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

保険年金課長 昨日現在156人です。

小出委員 資格証明書は、ここのところ推移はどのようになっているのでしょうか。

保険年金課長 平成19年度から申し上げます。平成19年度が446件、平成20年度が433件、平成21年度が185件、これ10月1日現在でとらえていますので、平成22年10月1日現在は113です。

以上です。

小出委員 減ってきているのですが、これは要因としてはどういうふうにご努力されているのでしょうか。

保険年金課長 入間市といたしましては、資格証につきましては納税相談をいただいた方には一切発行しておりません。資格証を発行するのが目的ではなくて、納税相談をいたしまして、そこで納税計画をその被保険者の方々と一緒に立てていくというのが原則でございます。それで、うちのほうで納税推進員等がその方にお手紙を置いたり、または督促状年8回、催告状年2回、それから夜間休日窓口開設、それから日曜休日臨宅等を行っておりまして、そういう形でなるべく納税相談をいただいている方がふえてきたということで理解しております。

小出委員 申請減免される方というのは、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

保険年金課長 税の申請減免ですか。

〔(はい) と言う人あり〕

保険年金課長 これも20年度から申し上げます。20年度申請件数が4件、決定件数が1件、21年度申請件数2件、決定はゼロです。今年度、平成22年度申請件数もゼロです。

小出委員 全国のニュースなんか等も見ますと、資格証明書になるとどうしても窓口で払わなくてはいけないので、受診抑制というのが起こっていて手おくれになっているというニュースを聞くわけですが、ニュースとか新聞とかで見るとは、これは、入間市なんかではこういう資格証明書の人がかなり来なくなってしまったとか、そういう部分は把握されていたらお願いしたいのですが、

保険年金課長 昨年、この前お話ししたと思うのですが、インフルエンザの流行がございました。そ

のときに、うちのほうでは医師会を通じまして、市内の各お医者さん等に資格証の方は一般被保険者の対応ということでお願いしました。その中で1人、うちのほうにお越しいただいて、それでとりあえず被保険者証ということで受診していただきました。その後、うちのほうに来るといふふうに約束をしていただいたのですが、その方は来ませんでした。それで、その方は高校生の方だったと思います。

〔(それは21年) と言う人あり〕

保険年金課長 21年です。失礼しました。

小出委員 その方は、その後別に重篤な事態に陥ったとかそういうことではないのでしょうか。

保険年金課長 そういうことは一切ございません。

向口委員 188ページなのですけれども、一般管理費のうちレセプト点検推進事業で356万2,000円が昨年度に比べまして62万1,000円の減、またその下の事務費のほうは、これ昨年と比べて105万円ほど減になっているのですけれども、この点についてちょっと教えていただきたいと思うのですが。

保険年金課長 2点ほどでございます。まず、レセプト点検推進事業のほうで減額の理由ということなのですが、これはレセプト点検でうちのほうで専門のレセプト点検員がいるのですが、そのほか縦覧点検といいまして、3カ月まとめて歯科と入院分について点検しております。その方の委託料です。その委託料が、平成22年度は164万1,000円で組んでいたところ、ことしは93万9,000円、内容的には変わらないのですが、その単価自体が年々下がっているのが現状でございます。

それと、もう一つ、事務費でございますが、この事務費につきましては今まで埼玉県国保連合会でレセプトの事業を行っていたのですが、今度平成23年5月から国保中央会、国が一本にまとめてその電算業務の当たる関係で、それに対する共同電算システムルーターの保守とか端末の保守料、それから共同電算システムのプリンター保守料ということで、これ新設でその分の金額がふえております。

向口委員 マイナスと言いましたけど、プラスでしたね。失礼いたしました。

またちょっと別なのですけれども、どこというか全体にかかわることなのですが、前回の一般質問で私させていただきましたジェネリック医薬品の件なのですけれども、そのときに市の暮らしの情報欄に提供をお願いしますということで、検討していただけるというお話だったのですが、その後どうかなと思ひまして。

保険年金課長 議員さんから一般質問の後、早速その暮らしの欄のところに入れさせていただきました。

安道委員 先ほどからの関連になるのですけれども、この間資格証明書は大きく減少させてきているというふうなことで、さっきのお話ですと113件、直近まで入れますと。随分頑張っていた



だいているなというふうな感想はあるわけなのです。

ただやはり、私も何度か一般質問させていただいていますけれども、その際に資格証は受診抑制にはならないのだというふうな答弁があったかと思うのです。実態として、社会的にはそのところが問題になっていたわけですね。受診抑制が大きく問題になっていて、私自身も、個人的になのですけれども、保険証がなくて病院にかかれないのですよという方に直接相談も受けました。入間市は親切な対応をするはずだから、相談に行ってくださいというふうなことで、その方は相談に、私はそのときには資格証ではないと思って、滞納しているので困っているという意味でその方とお話をしていたのですけれども、でもよくよく聞いたら、その方、後から思うと資格証だったのだなということがわかったのですけれども、自分はお医者さんに行けないと。だから、そういうふうなことはないから、丁寧に対応してくれるから、どうぞ市役所のほうに行ってくださいと言ったら、ああ、よかったです。保険証がもらえましたという話だったのです。だから……

〔(いいじゃない、イメージどおりで) という人あり〕

安道委員 いや、いいのではなくて、資格証では受診抑制なのだということです、やっぱり。それはっきりしているのだと思うのです。たまたま私は、ぜひ市役所へ行って、相談行ってくださいと、対応してもらえますというふうに言ったから、その方は病院に行けました。だけれども、そういうふうになっていないケースというのは、この113件の中にあるのではないかというふうなことを考えたときに、いろいろお話はありました。やっぱり税負担との公平性だとかいろいろお話はあったのですけれども、でもこの国保法の理念からいってもセーフティネットなのだというふうなところを考えたときに、私はやっぱり今こういう社会だからこそ、まず保険証を交付すべきではないかと、そして納税相談というふうな形で応じればいいのではないかなと。今も丁寧に納税相談しているわけですね。でも、それは前提として、先ほどもありました計画的に支払っていく相談なのだ。だけれども、実態として今払えないという状況の方に納税相談というのは、これはなかなか酷なものなのだろうと思うのです。ですから、まずは保険証を全員に渡して、その後で丁寧な納税相談、分納なり、一時やめるなり、一時とどめておいて後々支払ってもらなりさまざまな対応がとれるのだと。今一生懸命納税相談していただいているわけですから、納税相談ストップしろと言っているのではないのです。まずは保険証を渡して、その後で……

委員長 安道委員、簡潔にお願いいたします。

安道委員 ええ。そういうふうな対応はとれないものでしょうか。私は、それが本来のこの国保の原則だと思うのですけれども。

保険年金課長 この資格証明書というのは、まず法律に基づいて、国民健康保険法に基づいて出しなさいということになっています。

入間市の考え方といたしましては、これは双方の一方通行になってしまうと思うのですが、うちのほうは納税相談ではなくて、どうして納められないか、電話一本でもいいですから、まずしてもらいたい。それも、手紙何千件と置いても、6,000件かな、置いても、結局何にも言ってこない人が多いのです。それで、窓口の担当事務に聞くと、資格証をもらっても、私は10割払ってしまった方が、もう保険税払わなくて済むからいいと、1回だけだったからそれで済んでしまうと、それからあと社会保険、国民年金、厚生年金、社会保険に加入しなくて済むから入らない人もいるし、それからあえてその国民健康保険へ入ると年金も一緒に入るようだから、もうそんなの要らないと、そういう自己的な考えの方もかなりいらっしゃる中なのです。確かに社会保険としてのセーフティーネットというのは、雇用保険とか国民年金、厚生年金、国保いろいろあると思います。そのセーフティーネットの中に、最後は生活保護という最終的な手段もあるのですが、確かにそういう方たちの、うちのほうもその納税相談、もうお電話していただければ、もうお話、資格証ではなくて被保険者証を出していますので、非常にそういうことがあると残念だと思うのですが、ぜひそういう方がいらっしゃったら、うちのほうにまた教えていただきたいと思えますし。もううちのほうのスタンスとしては、そういう考えでずっといっていますので、とりあえず何しろセーフティーネットと憲法第25条という形もありますけれども、やはりその人たちも納税する義務もございしますので、生じますので、ですから一緒にうちの方にお越しいただいて、その事情をお話ししていただければ、資格証明書というのは一切発行しておりませんので、入間市の場合は。その点をよろしくお願ひしたいと思えます。

安道委員 これまでにもこういったことは何回も繰り返しになってくるわけなのですけれども、そういった中でここまでは保険証は全員に交付するというふうな対策もとられて、失業している方などの対策もとられて随分改善図られたということも認識しているところです。一生懸命努力していただいているのも認識しているところです。

加えてですけれども、私も一般質問でも取り組みましたけれども、病気の際には3割で病院で対応してもらえるとというふうなことは、これも法的にちゃんと位置づけられていますよね。ただ、病気になった際、自分は3割でできるのだということが、この資格証をお持ちの方々にはわかっているかという、そこはわかっていない方が多いのだと思うのです。だから、そういうふうな方々に対して、今どうしても資格証を発行するという姿勢は変わらないというのであれば、この資格証に病気になったときには我慢しないで病院に行ってくださいと、3割でできますというふうなことのお知らせはできないものではないでしょうか、わかる形で。

保険年金課長 医療費につきましては、その資格証のほうと一部負担金のほうがそれぞれありますけれども、一部負担金のほうについては保険証のほうで、前安道委員さんがおっしゃったよう

に、紙ベースで保険証と一緒に入れるつもりで今年度は考えております。

それから、片方の税のほうの減免の資格証明書発行のときには、インフルエンザとか重大な重い病気になったときには、それはうちの方に必ずご連絡いただいて、それで普通の被保険者対応でお医者さんのほうにお願いするという形でやることは可能です。

〔(一たん、じゃ……) と言う人あり〕

委員長 そう。うちのほうへ連絡いただかないと、お医者さんのほうではわからないわけですから、あくまでも資格証明書というのは一たん10割で自分で負担をしていただいて、後でその領収証を持ってきて、残りの保険者負担分をお支払いするという形ですから。

安道委員 そうすると、資格証で病気で、まず担当課に行って何とかしてくれって、なかなかこれ難しいんだと思うんです、実態としますと。であるならばこの資格証明書に、病院に対して3割でできますというふうな……

〔何事か言う人あり〕

安道委員 そういうことです、そういうこと。それをしていただけるといいのだと思うのです。

〔(特定の病気だけ) と言う人あり〕

保険年金課長 資格証の中に、先ほど言った病名とかいろいろなものについては、紙ベースでちゃんと案内文を入れてありますので。3割で受けられますということで。いずれにしろ、うちのほうにご連絡いただかないと難しいということ。

〔何事か言う人あり〕

保険年金課長 お電話で結構です。そうではないと、うちのほうも処理的なものできませんので。

安道委員 では、そういったことについてはきちんと対応していただけるというふうなことでよろしいのでしょうか。

保険年金課長 対応しております。

宮岡治郎委員 国民健康保険税の収納についてなのですが、全般について。昨年の決算特別委員会の中で、収納を保険年金課から総務部収税課ですか、に移すようなことも検討はしているようなふうに聞いたのですが、平成23年度を展望して、平成23年度にそういう展望はあるのですか。

保険年金課長 今全庁的に組織の見直しを行っております。それが平成23年度に終了します。平成24年度から、うちのほうの国保の徴収部門は総務部の収税課のほうに移行するという形で今話を進めております。

野口委員 国民健康保険税の179ページに当たりますけれども、一般被保険者分がこれ2,200万円ぐらい減っていると、何かどこか総括質疑で出たかもしれませんが、この要因というかこの見積もりについて、その原因について教えてください。

保険年金課長 ここで団塊の世代がかなりお仕事のほうからおやめになりまして、国保に入る方が多

くなりました。そうしますと、厚生年金だと20年以上、または40歳以上の方が10年以上、厚生年金加入者の方は退職被保険者という部類に入ります。それで、退職被保険者の人数が今年度は2,150人で、前年対比650人増加しております。その分がこの税額のほうに反映しているということで。逆に一般被保険者のほうは、この経済情勢の低迷の中、調定額自体が減っていますので、若干減っているという形です。

野口委員 長期的に見て、その入り込みで退職被保険者分になった人が多くなるといっても、だんだんそれは働いていないということで、長期的に見て国民健康保険税自体足したものが、これ長期的に見て、今年度は若干ふえていますけれども、平成22年度よりも予算の見積もりで。どうなのですか、これ。退職被保険者分がふえるということは、やめた人が多くなることであって、やっぱり年収、年金ぐらだから、ますます減っていくというか、見通しはどのようなのですか。

保険年金課長 退職被保険者自体は、平成26年度、これ廃止になるのです、法律的に。それで、平成26年度を境にもうピークが終わります。それで、そうするとすべてが一般被保険者という形になります。ただ、退職被保険者の収納率というのは97パーセントぐらいを維持しておりますので、一般被保険者と退職と合わせると88パーセント台に落ちてしまいますが、退職被保険者の収納率がいいのが実態です。

以上です。

野口委員 私が言いたいのは、全体的に団塊の世代等でリタイアした人が多くなるので、この国民健康保険税分については多くなるということで、長期的に見ればだんだん下がってくるのではないかなと懸念しているのです。それは先のことで、また質疑することがあるかと思うのですけれども、要は国民健康保険税、全体の3割もいかないのですけれども、貴重な財源ということで、やっぱりこれの増加ということはある程度必要なわけですよ。その点、その見直しということで、それでだれもが目をつけているというか、だれもと言うとおかしいですけれども、入間市というのは最高限度額が、いわゆる3つの分が少ないわけです。そっちは、説明があるかもしれませんが、医療給付が50万円のところ41万円、後期高齢者支援分が13万円のところ11万円、介護納付分が10万円のところ7万円というふうに低いというわけで、この最高限度額を上げるだけでもどのぐらい増収になるのかというのをちょっとお聞かせ願えませんか。この平成23年度見積もった中で。

保険年金課長 確かに入間市の税率と限度額については、埼玉県、県下最下位です。一番低いです。

それで、うちの方でここで、平成22年度は先ほど申しましたように、委員さんが申しましたように3通りございます。医療給付分、それから後期高齢者支援金分、それから介護納付金分ということで、それぞれ限度額が41万円、11万円、7万円です。平成22年度の法定限度額を申し上げますと50万円、13万円、10万円と、その差はこの3つ足して入間市の場合は59万

円なのですが、法定限度額は73万円ということで、14万円の差がついております。それで、これを積算する前に、この法定限度額まで、今のご質問は幾ら上がるかということですよ。

〔(今の税率をもとに) と言う人あり〕

保険年金課長 ええ、もとに。限度額を目いっぱい、例えば医療給付分を50万円にいたしますと6,813万1,321円の増、それから後期高齢者支援金等分につきましては、11万円を13万円にしますと962万4,977円、それから介護納付金分、7万円を10万円にいたしますと695万7,891円、3本合わせまして8,471万4,189円の増を推定しております。

野口委員 個人的な意見ですけれども、いわゆる経済的な低所得者含めた困窮者とかに影響がない部分、この最高限度額の引き上げというのは考えやすいというようなことでありますけれども、考えてもいいようなものではないかと私は個人的に思うことを前提に、こういった国民健康保険税の税率とか税の限度額の見直しについては、一定の検討ないし俎上に上ることがあるのですか、この数年の間に。

保険年金課長 平成22年度に、国民健康保険運営協議会というのがございますよね。その中で、会議の中で委員さんの中から、保険税の改定というか、保険税をここで見直しをしたほうがいいのかというご意見もございました。

〔(どういった方向で) と言う人あり〕

保険年金課長 うちの方で税率、それから限度額等が低いということ、それから一般会計の繰入金が他市より多いということ等をいろいろ考えますと、ここで、国民健康保険は施政方針にも書いておきましたけれども、97.5パーセントが医療費が占めている部分なのです。そのうち、もとななるのが国、県からの交付金とか、それからあとこの国民健康保険税ですよ。それで足りない分を一般会計の繰入金でいただいているわけなのです。それで、うちのほうも県下の保険税の調定率というのは一番低いほうなのです。一番低いのです。ですから、そういうことを考えると、そろそろ検討、研究の時期に来ているのではないかとということで、委員さんのほうからの意見もございました。

安道委員 今に関連して、そういう運営協議会のほうでそういった提案があったというふうなことのようでしたけれども、市としてはずっとこの間、とにかく引き上げないというふうなことで頑張ってきたという点は、これは評価できるのだと思うのです。ここで、やっぱりさらに景気も冷え込んで暮らしも大変になっていて、市民の所得が減収しているという実態からいうと、今考えられるのはこの国保税を、今そういう提案に乗って引き上げていくというふうなことは市民にどういう影響が出るのか、この国保税というのにどういうふうな影響が出てくるのかというふうなことはどのように検討されているのか、お聞きしたいと思います。

〔(ちょっと議事進行ですけど、これあくまで俎上に上っているかどうかということを知りたいだけで、具体的な検討は、ちょっと

それは……) と言う人あり]

安道委員 野口委員もお聞きしたので、それに関連して、それで聞いたのです。

[(いや、関連……) と言う人あり]

安道委員 市としてどういう考え方に立っているのかということは……

[(私聞いていますけど、関連として、これから検討することを今は述べるべきじゃないんです。今は俎上に上るかどうかということを知っているだけであって、俎上に上った時点でそれは言うべきです) と言う人あり]

安道委員 だから、野口委員もそういうふうなことで、これからのこととして聞いたのだと思うのです。

[(俎上に上るかということです) と言う人あり]

安道委員 ええ。それに、俎上に上るに当たって、市としては今、現に本当に今暮らしが大変になっているときに、国保世帯にどういう影響が出るかと、当然に考えていることだと思うのです。

委員長 よろしいですか……

[(副委員長として申し上げます。それは、税率とかのいろいろな個別によって意見が違って来るんであって、十把一からげに影響があるとか言えないんです。ですから、中身についての検討を踏まえて言わないといけない問題ですから、私はこの時点で影響がある、なしというのは聞いていほしくなです) と言う人あり]

安道委員 では、別の聞き方でお願いします、そうしたら。でも……

委員長 安道委員、よろしいですか。わかりますか。では、一応。

保険年金課長 今の野口委員さんにお答えしたのは、運営協議会のほうでそういう意見がありましたということです。それに基づいて、うちの方の保険年金課といたしましては、これから調査研究をしていきたいというふうに考えている、まだ段階なのです。

以上です。

委員長 よろしいですか。今提案とおっしゃったのです。

安道委員 それはわかります。わかりました、これから検討していくというふうなことでわかりましたので、次の別の形をお聞きしたいのです。

入間市の場合は、確かに今県下でも低いという水準で来ているわけですけども、ただ例えば税方式を見たときに、入間はただし書き方式という形をとっているわけですね。これ都内なんかですと税方式でやりますから、このただし書き方式だといわゆる基礎控除のみというふうな形になりますよね。これは、やっぱり家族構成、人数多いとなかなか保険税が重

くなっているというのが実態だと思うのです。なので、例えば東京都内のこういう税方式の場合とただし書き方式だとどのくらい変わってくるのか、その辺お聞きしたいのです。

市民部長 その件については、実は石田議員からの一般質問の中で、恐らくそういう議論になるだろうということで、先取りでお答えしてよければお答えをさせていただきますが、実はただし書き方式というのと本文方式、今委員さん、本文方式のほうが有利ではないかと、こういうご主張だと思います。確かに本文方式というのは所得からいろいろな控除ができます。ただし書き方式というのは基礎控除だけです。ですから、同じ所得であれば、当然ながらただし書き方式のほうは税は高い、これは所得割です。ところが、国保全体で考えますと、所得割が低ければ、今度は平等割と均等割を上げなければ、国保税、国保全体としてやっていけないわけです。そうすると、所得が低い人あるいはゼロの人にとっては、かえって上がるのです。要するに均等割とか平等割がそれだけ高いですから、仮に所得がなければ。ですから、低所得者といってもケースによってまちまちであると、まずその前提をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

安道委員 そうしますと、そういったことも検討されて、今の形になったというふうな認識でよろしいのでしょうか。

市民部長 これは、地方税法上は、そもそもが旧ただし書き方式が原則なのです。それで、それによりがたい場合に本文方式をなささいというのが地方税法上の原則です。ですから、これ恐らく昭和30年代でしょうか、国保が始まる時にそのような形で、全国的な形で旧ただし書き方式がほとんどの市町村はやっていると思います。今本文方式を使っているのは23区。その23区も、平成23年、ことしは旧ただし書きのほうに移行するというような考え方であると、このように聞いております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計の質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

反対の方。

小出委員 議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

現在国は、国保の広域化を推し進めようとしています。しかし、国保の財政難の原因は、国庫負担の削減です。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。広域化によって国からの一般財源の繰り入れがなくなれば、国保料はさらに高騰し、しかも今後医療給付費がふえるに応じて際限なく引き上がるようになります。

入間市では、行政のご努力で資格証明書の発行等は減ってきていますが、その上で反対の理由は資格証明書をまだ発行していることです。資格証明書は、ことしで、先ほど聞きましたが、113人発行されています。資格証明書になると医療機関の窓口で全額を払わなければなりません。このため、本来なら医者にかからなくてはならないところを我慢してしまったために手おくれになり、命を落とすという事態が全国では社会問題になっています。入間市でもインフルエンザの人がそのままということで、重篤には至らなかったものの、もしかすると可能性はあったというふうに考えます。NHKの調査でも2006年から2007年の2年間に、全国の救急告示病院1,000施設だけで475人が無保険、無資格のために命を落としています。すべての国民に健康で文化的な生活の権利を保障する憲法第25条に反する状況です。

保険税の滞納は、納税者が悪質なのではなく、払いたくても払えないほど保険税が高いためです。滞納者は窓口に来てもらい、相談するというご努力をされておりますが、相談に行ったが、分納するように言われ、毎月2万円以上払っている、どうにもならないという声も出ております。分納相談で努力されるのは本当にわかりますが、申請減免制度の活用はほとんどされておらず、所得の1割を超える保険税が分納できないほど苦しい世帯が多くを占めていることは明白です。分納制度で滞納者の困窮の根本的な解決にはなっていないのが現状だと考えます。国保はセーフティーネットであり、だれもが受けられるべきです。

以上で議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算に反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方。

宮岡治郎委員 議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算について、保守系クラブを代表して賛成討論を申し上げます。

近年国民健康保険事業は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費は年々増加しており、財政運営は非常に厳しいものであることは認識をしております。ここに提案されている平成23年度入間市国民健康保険特別会計の予算規模は155億9,149万9,000円と前年度予算に対し、8.2パーセントの増額で編成されています。

歳入について申し上げますと、その根幹である国民健康保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要であり、これまで以上に口座振替の積極的な推進や納税推進員や徴収員制度を活用し、収納確保に努力することを望みます。

一方、歳出に目を向けると、その97.5パーセントを医療費関連の支出が占めていることから、この医療費の伸びを抑制するための医療適正化事業の一環として特定健康診査、人間ドック等の積極的な展開により、単に医療費の支払いにとどまらない事業運営を期待するものです。

これまで以上に執行部の最大限の努力を切望し、賛成討論とします。

委員長 反対の方。なければ賛成の方。



向口委員 公明党入間市議団を代表して、議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

長引く不況や就職難等による保険税の滞納や高齢者の医療費の増加などの理由により、国民健康保険を取り巻く環境は厳しさを増しております。国においても広域化を示唆する議論が展開されており、先行きの不透明さに市民の不安は増すばかりの状況であります。

歳入については、14億5,000万円を一般会計から繰り入れ、継続して保険料の据え置きに配慮をいただいております。保険者の相互扶助で成り立っているこの制度においては、公平性の観点から、収納率向上については一人一人の経済状況にきめ細やかな配慮をされながらご努力をされますようお願い申し上げます。

歳出については、医療費の伸びを抑えることが最重要課題であります。予防医学の観点から、健康福祉センターと連携しながら、特定健診の受診率向上はもとより、流行性のインフルエンザ等の予防に効果的ながい、手洗いの励行等市民への周知、協力を呼びかけ、健康増進への施策に対し、ご努力されますようお願い申し上げます。

また、レセプト点検のさらなる徹底、問題と思われる医療機関への指導も重要であります。さらに、ジェネリック医薬品に関する安全性、経済性を市民に周知するなど、医療費の抑制に対してできる限りの施策を講じていただきますよう要望して、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第20号 平成23年度入間市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算

委員長 次に、議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。  
議案の朗読は省略いたします。

高齢者福祉課長に概要説明を求めます。

概要説明

高齢者福祉課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算説明書207ページから217ページになりますので、よろしく願いいたします。

平成23年度後期高齢者医療特別会計の予算ですが、前年度対比0.1パーセント増の11億1,852万8,000円となっております。これは、平成22年度に保険料が減額改定されたことなどによるものであります。では、前年度当初予算と対比いたしまして、増減の大きなものについてご説明を申し上げます。

210ページ、211ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入ですが、款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年度分5億5,362万円は、前年度対比で3,673万円の増、目2普通徴収保険料、節1現年度分3億6,169万8,000円は、前年度対比で5,275万3,000円の減となりますが、これは賦課総額の6割を特別徴収、4割を普通徴収、収納率を98パーセントとして見込み、計上したものであります。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金1億9,698万6,000円は、前年度対比で1,750万円の増となりますが、その主な内容につきましては保険料の均等割の軽減分、7割、5割、2割でございますが、これを行ったものに対して県が4分の3、市が4分の1を負担する保険基盤安定繰入金が増額となったことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、214ページ、215ページをお開きください。款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金10億8,711万5,000円は、前年度対比226万円の微増となりますが、これは冒頭にも触れましたが、平成22年度に減額改定された保険料総額と被保険者の増加による保険料の増額が相殺された結果により、昨年度とほぼ同額の予算となるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 そうしますと、この後期高齢者に移行された方々の人数、この間どういうふうに移しているか、それから特別徴収と普通徴収の方々の人数はどのように推移しているのか、あわせて滞納の方はどのようになっているのか、状況をお願いします。

高齢者福祉課長 では、推移については後ほど申し上げますけれども、まず滞納の関係についてお話を申し上げたいと思います。

滞納の状況につきましては、現年度分の滞納者、これは平成23年1月末現在でございます

けれども、現年度分の滞納者が234人、滞納金額は881万1,850円となっております。それから、滞納繰り越し分の滞納者の数といたしましては144人、滞納額は832万2,850円となっております。

では、人数の関係の推移という形で申し上げます。平成20年4月末現在で1万329人、それから平成21年1月末現在1万781人、それから平成22年1月末現在1万1,321人、平成23年1月末現在1万2,007人でございます。

以上でございます。

委員長 あと特別徴収と普通徴収の……

〔何事か言う人あり〕

委員長 割合をわかれば。

高齢者福祉課長 申しわけございません。では、ちょっと平成22年7月のデータがございますので、それで申し上げたいと思います。

平成22年7月の段階で特別徴収が7,825件、それから普通徴収が3,842件でございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、普通徴収の方が3,842件というふうなことで、その方々の中でこの未納と申しますか、滞納が生じているのだと思うのですけれども、やはり滞納が生じるような制度になっているということも問題かなとも思いますけれども、こういった滞納が続いている世帯についてはどういった支援と申しますか、対応がされているのか。

高齢者福祉課長 滞納につきましては、自宅のほうにご訪問も含めて、また電話相談、また窓口での相談等を行っております。現在のところ資格証等の関係ももちろん出しておりませんが、きめ細かい対応は一応させていただいております。そして、減免は特別な事態で、例えば災害等によって減免の措置もございますけれども、または例えば前年度の収入に比較して50パーセント以上の場合にはそういうものもございますけれども、そういうことも相談の中でよくお話を聞きながら対応をさせていただいているという状況でございます。

安道委員 そうしますと、そういった制度も活用する、対応はするというふうなことで窓口では今のところ進めているというふうな認識でよろしいですか。

高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

安道委員 この特別徴収のほうなのですけれども、希望によって普通徴収へ移行させるというふうなことでは、この特別徴収から普通徴収へという移行希望なんていうのはどのようになっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 今のお話等で移った方の件数なのですが、平成22年4月1日から現在までで163件でございます。この制度がそのように変わった時点からのトータルで申し上げますと、1,509件という形になってございます。

以上でございます。

安道委員 この数字からも、やはり特別徴収は厳しいというふうなことが見えてくるのかなというふうにも私は今受け取ったのですけれども、今後希望したらどういふふうな場合でも普通徴収へというふうな形ではできるのでしょうか。

高齢者福祉課長 一定の条件がございまして、以前に滞納がない方というのが大前提でございます。それを含めて、口座のほうで確実に引き落としができる方ということで、確認しながらご相談を行って、手続をさせていただいている状況でございます。

安道委員 実は、この年金天引きということについては、本当に皆さんいろいろ声を持っています。年金から天引きするという、この考え方もおかしいという方が非常に多くて、そういう声も聞きます。これだけではなくて介護保険も年金から引かれ、さらにこれも年金から引かれと、どうやって生活するのだという声が非常に多いわけなのですけれども、この滞納がないという条件というのは、これは県のほうからのそういう方向なのでしょうか。これ市独自では判断できないのですか。

高齢者福祉課長 今回の関係につきましては、省令のほうで決められていますので、それに従って行っているような状態でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方。

小出委員 議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

1点目は、後期高齢者医療制度は高齢者のみを別枠にし、若年者に比べて医療費の伸び率が高い高齢者の増加に伴い、過大な負担を高齢者のみに押しつける差別的な制度のためです。この制度により、慢性疾患の治療の抑制、入院患者の追い出し、終末期医療の抑制などが既に起きています。

2点目は、国保世帯の高齢者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内で別になったことにより、それぞれの医療保険制度において高額療養費の自己限度額が適用されることになり、世帯当たりの自己負担が増加していることです。例えば世帯主が75歳、世帯員が74歳の場合、国保であれば1世帯であるものが、世帯主が後期高齢者医療になり、大幅な自己負担増が発生しています。

3点目は、滞納が以前あったという方は、年金が天引きになってしまうことです。これは、もうもともと保険料を納めるのが非常に困難なところにさらに年金天引きになると、高齢者が暮らしていけなくなってしまう、今の社会の深刻な状況を招く事態に関連しております。

多くの先進国では、医療費が無料となっています。特に高齢者は、医療の心配をせず、安心して老後を送れるようにすることが社会の役目であり、公共の福祉に貢献する役目を持つ行政の役目と考えます。

以上で議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方。

宮岡治郎委員 議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算について、保守系クラブを代表して賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持していくため、現役世代と高齢者世代の負担を明確なものとし、ともに支え合う制度として創設されました。3年が経過した現在では、広く市民の理解も得られているものと考えております。

平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入では市が徴収した保険料と所得の少ない被保険者に対する保険料の軽減措置に伴う費用である保険基盤安定繰入金及び広域連合の運営にかかわる事務費繰入金が主なものであり、歳出の主なものは保険料などを埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納めるものと保険料の徴収事務にかかわる費用を計上しているものであります。

これらの予算は、後期高齢者医療制度を維持するための適正かつ妥当なものであります。今後も対象者である高齢者に対して、特に親切、丁寧な対応と保険料の徴収に当たっては適切な対応を図っていただくよう要望し、賛成の討論といたします。

委員長 反対の方。なければ賛成の方。

向口委員 議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算について、公明党入間市議団を代表して賛成の立場から討論いたします。

医療制度改革に伴い、老人保険制度にかわり創設された後期高齢者医療制度は、埼玉県広域連合が主体であり、入間市は窓口としての業務を行っております。高齢者のご負担を軽減するには、医療費の伸びを抑えることが重要であります。現在地域包括支援センターを中心として、公民館と連携して高齢者の予防事業に取り組んでおられますが、今後も高齢者が元気に年を重ねていけるよう、健康増進施策のさらなる充実に向けてご努力いただきますよう要望して、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第21号 平成23年度入間市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案上程

議案第22号 平成23年度入間市介護保険特別会計予算

委員長 次に、議案第22号 平成23年度入間市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

高齢者福祉課長に概要説明を求めます。

#### 概要説明

高齢者福祉課長 それでは、ご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項明細書221ページから244ページになりますので、よろしく願いいたします。

平成23年度介護保険特別会計の当初予算でございますが、前年度対比3.2パーセント増の61億6,215万5,000円となっております。前年度当初予算と比較して比較的増減が大きいものなどについてご説明を申し上げます。

それでは、224ページ、225ページをお開きください。まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第一号被保険者保険料13億4,217万3,000円は、前年度対比で4,948万3,000円の増となりますが、これは現年度分の被保険者数を介護保険事業計画数値の3万883人、前年度に比べて1,410人増でございますけれども、そのうち特別徴収対象者を2万7,788人、普通徴収対象者を3,095人、収納率86パーセントで見込み、計上したものでございます。

次に、226、227ページをお開きください。款7繰入金、項2基金繰入金、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1,855万8,000円の減額は、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年4月に介護報酬3パーセントが引き上げられたことに伴い、国が保険料上昇分の抑制策として交付した交付金を平成21年度、平成22年度の2年間で基金から繰り入れを行い、終了したものによる減でございます。

次に、歳出でございますが、230ページ、231ページをお開きください。下段になりますが、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費735万円の増額は、急速な高齢化の進展とともに増加している要介護認定検査件数の審査処理に対応するため、介護認定審査会委員を36人から48人に、また判定委員会の数を6委員会から8委員会にふやすことに伴

う報酬及び事務費を計上したものでございます。

次に、232ページ、233ページをお開きください。中段になりますが、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス給付費、大事業、介護サービス給付費負担金50億2,800万円は、前年度対比で1億5,888万円の増となりますが、平成22年度給付費の決算見込額の6パーセントの伸びを見込み、計上したものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、大事業、介護予防サービス給付費負担金3億5,404万8,000円は、前年度対比で2,236万1,000円の減となりますが、これは平成21年度の決算額が前年度対比で大幅な伸びがあったことから、その実績に基づき、平成22年度の当初予算を計上いたしました。予想以上の伸びがなかったことなどの状況を考慮して計上いたしました。なお、この介護予防サービス給付費負担金につきましては、平成22年度の補正予算（第2号）で3,632万円を減額させていただいております。

次に、234、235ページをお開きください。項5 目1 特定入所者介護サービス費、大事業、特定入所者介護サービス費負担金2億9,400万円は、前年度対比で3,000万円の増となりますが、この負担金は低所得者が施設サービスを利用した際の居住費、食費の負担限度額を超えた部分に対するもので、平成22年度の決算見込額に対して12パーセントの伸びを見込み、計上いたしましたものでございます。

次に、項6 目1 高額医療合算介護サービス費、大事業、高額医療合算介護サービス費負担金2,000万円は、前年度対比で1,160万円の増となっております。これは、平成20年4月から高額医療・高額介護合算制度が施行され、平成21年度から対象者への支給が開始されました。このことから、平成22年度の決算見込額に対しまして20パーセントの伸びを見込み、計上をいたしました。

次に、236、237ページをお開きください。款5 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費、同じく目2 一次予防事業費につきましては、それぞれ平成22年8月に厚生労働省の地域支援事業実施要綱が改正されたことに伴い、従来の特定高齢者介護予防事業は二次予防事業に、一般高齢者介護予防事業は一次予防事業に名称を変更したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

野口委員 基金についてですけれども、介護保険料見直しの際に備えている基金は、介護給付費準備基金でよかったですか。それを前提に、間違ったらごめんなさい。この基金について、平成22年度末の金額と介護保険料見直しされてどのぐらい持っておく、つまり赤字になった場合の補てんのため、足りなくなった場合の補てんのため、どのぐらい持っていたらいいのかという目安というか、その2点をお聞かせ願えますか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

これは、平成22年9月に補正をされた以降に現在の現在高として申し上げますと、6億6,541万580円になっております。これが現在の関係の金額でございます。

そして、今お話がございましたとおり、一定の金額がどのくらいが妥当かという部分は、非常に難しい問題ではございますけれども、毎月の給付費が約4億2,000万円ぐらいずつ毎月の支払いがございまして、そういうことを考えますと4億円から5億円ぐらいが妥当なのかなというふうに思っております。ただ、この介護給付費準備基金の目的につきましては、介護給付費の不足分を充当するための基金でございますので、結果的に保険料を下げるとかそういう部分もございまして、一定の今申し上げた金額は、ある程度確保していきたいというふうに思っております。

また、もう一点ほど、この基金につきましては平成23年度のほうにも約3億2,000万円ぐらいを、まだ予定ですけれども、また繰り入れることとなりますので、最終的に平成23年度の基金残高の一応見込みですけれども、約5億1,000万円ぐらいを今は見込んでおります。

以上でございます。

小出委員 ちょっと細かい話なのですが、介護保険で福祉用具を買うと100パーセント給付。買うときに1割負担で、先に自分で全部出さなくてははいけませんよね。それで、要望として、どうせ後からもらえるなら、ぜひ先にやってもらえないか、苦しい人も多いのでという要望があるので、その点の検討はどうでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今の件につきましては、福祉用具、最近利用される方も多いですし、比較的介護用のいすとかそういうものが多いのですが、値段的にはいろいろ種類がございまして、2万円から5万円の範囲内ぐらいが多いと思います。その件については、確かに一時的にお支払いをしなくてははいけないという部分がございます、これ近隣の市町村との関係会議の中でもその議題が出ておりますし、また担当者のほうでも、うちのほうでもいろいろな角度から今検討してございまして、特別今後ご負担者のことを考えれば、そのような方向で考えたほうがいいだろうという考えではございますので、時期等はまだ未定でございますけれども、検討は今させていただきますところでございます。

以上でございます。

小出委員 ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

野口委員 説明があった介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金ということで、要は介護従事者の処遇改善ということで、これと逆に、逆ではなくて包括の方の待遇というのは、もちろん委託でその中から各法人が払っているから、幾ら払ったかわからないと思うのですが、相場的にはどういう感じなのですか、そちらから見て。社協のあそこだったら多分押さえられ



と思うのですけれども。押さえられないかもしれないけれども、どのぐらいなのか、あいった人たちの処遇というのは。

高齢者福祉課長 市のほうで委託している部分ということで、地域包括の職員とかそういう方がもちろんいらっしゃるわけけれども、今一法人に資格をお持ちの方、3人の専門職がいらっしゃるわけですけれども、その人の単価につきましては近隣の状況等も考慮して、1人当たり一応500万円で積算をさせていただいております。ただし、非常に相談業務等もふえておりますし、また処遇の関係につきましてはいろいろ中で検討した結果、この平成23年度予算におきましてはその金額を20万円上乗せさせていただきまして、520万円で積算をさせていただいて予算のほうに計上させていただいております。

以上でございます。

安道委員 それとあわせてですけれども、今包括のほう9カ所あって、その職員の報酬を引き上げるというぐらいに大変相談件数もふえて、仕事の内容もいろいろ多岐にわたっているのだろうというふうに推測できますけれども、相談内容、件数などはどのようになっているのか、お聞きします。

福祉部副参事（介護・支援担当） 相談件数につきましては、9包括で1万5,031件、内容としては介護相談、介護の方法とか介護保険サービス、介護保険の地域支援事業とかそういうものです。これ全部平成21年度のものでございます。これにつきまして、そういう相談がございまして。相談については複数相談がありますので、これは1万5,031件は延べではなくて、同じ人が違ういろいろな相談ですか、介護相談でも介護の方法とか介護保険の内容とかいろいろなことを聞きますので、延べですともっと増加すると。

安道委員 その包括の場所によっても違うと思えますけれども、1カ所でいうとどのぐらいなのでしょう。

福祉部副参事（介護・支援担当） 1カ所当たりの相談件数ですと1,670件です。この相談の内容は、例えば電話とか直接訪問したりする件数も含まれていますので、場所によって中心地から離れたところは直接伺って相談したりとかそういうことも全部やっていますので、そういうこともかんがみて、件数が電話が多いところとか、直接行っているところが多いとかまちまちですが、平均そういう形になっております。

安道委員 そうしますと、専門職の方が3名、あとさらに加わって配置されているようなところというのはどういうふうになっていますでしょうか。

高齢者福祉課長 9包括の中で7包括は……済みません。これは、人件費との関係がございまして、不定期な部分も実はございますけれども、宮寺と、それから金子は人口も少ないということで、職員も通常3名なのですが、2名という形になっておりますけれども、それ以外に今のお話ですとプラスアルファといいますか、そういう方なのですが、平均で0.5から1.0、です

から1人分までの方が各包括にいるという形で今はやっております。ただ、1年間通じてということでもない場所もございますので、その状況によってこれが変化いたしております。

安道委員 そうしますと、原則3人、少ないところは2名というふうな形で、これだけの相談件数に対応しているというふうな実態についてはどのように考えているのか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

この相談件数も確かにふえておりますし、今後もふえる見込みが想定されますので、今後はこの対応する人数についても検討する必要はあるかというふうに考えておりますけれども、まだ9包括になって年数が余りたっていないということもございますし、また平成24年度から新しい介護保険の計画もございますので、その中でも将来の展望も含めましていろいろ検討させていただいて、また現状に合うように、お考えをぜひ入れさせていただいて、対応できるように考えていきたいというふうに思っております。

安道委員 そうしますと、今のお話ですと、平成24年度見直しも出てくるけれども、これからの方向性としては職員をできるだけ確保していきたいと、そういうふうな方向で努力するのだというふうな形でこちらは受けとめたのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長 これは、予算の関係もございますし、また1点、これ申し上げたいのは入間市は人口的にも、また他市、この西部地区もそうなのですが、例えば人口的に見た場合でも包括の数は非常に多いのです。他市はまだ少ないのです。そういうことを考えますとなかなか、相談件数はもちろん今ふえておりますけれども、やはり一定の期間を見させていただかないと、そういう部分も費用対効果ではないのですけれども、やはりその体制をつくっていくには、総合的に判断をしないといけない部分もございますので、ちょっと現状を見させていただいて、前向きにはもちろん考えておりますけれども、いろいろな総合的な判断を入れさせていただいた上で、その辺は検討していきたいというふうに思っております。

安道委員 各包括のほうからは、どういった声が市のほうにはいつているのか、その点についてお願いします。

高齢者福祉課長 今お話は、もちろんすべてではございませんけれども、そういうお話は聞いておりますし、包括の連絡会という全体の会合はございますけれども、そういうときでも、そういう機会を通じて、いろいろな情報はいただいておりますので、それは今後の課題ですけれども、またそういう中も通じていろいろな情報も入れまして検討していきたいというふうに思っております。

野口委員 今言った包括の人の仕事の関係で、その前にお金のことを聞いたのですけれども、これ高いか安いかというのはちょっと一概に言えないので、これ以上抗弁できなかったのですけれども、仕事については多忙をきわめているということで、そこで意見的なものを含めてちょっと質問しますが、やっぱり包括の本来の仕事は総合相談的なもの、もしくはその前の権利

擁護的なもの、これが本当の柱になるべきだと思うのです。その面で2つ、つまり健康づくり教室とかいうのは今健康福祉センターでやっている、それとタイアップして実務はもうそっちにやられるものはやってもらうとか、つまり話をかけて、地域に根をおろすというか、そういうのはやっぱり包括が顔を出すけれども、実務はやるとかということが1点と、あと地域福祉的な社会資源的な活用については、もう私は包括から手を、つまり継続的に紹介していくとかコーディネートするというのは、もう包括から手を離れて社協なり別に置くべきだと思うのです。包括がそこまで社会資源の継続的なコーディネートするというのは、やっぱり忙しいと思うのです。そういった改善について、2つ言いましたけれども、仕事の仕方の改善についてはいかがお考えですか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

特に今お話がございました2点目については、地域福祉計画のほうに直接かかわる関係もございまして、その辺は現時点で私どものほうで考えている部分につきましては、そういうお考えもわかりますが、現時点ではちょっとそちらのほうの支援というのは、地域福祉に関係する支援は難しいのかなという……

〔(そうじゃなくて、別に市としてあてがうべきだというわけです。

社会資源の活用という面でコーディネートしていくという機能は、別に置くべきじゃないかと) と言う人あり]

高齢者福祉課長 済みません。その件については、私のほうもそのように考えております。

それから、もう一点目の関係ですけれども、もう一点の関係につきましては地域包括が、今お話あったように、権利擁護とか相談事業とか非常に多くなっておりまして、また市長申し立て等もございまして、成年後見制度につなげるようなことも多くなっております。ですから、そういう部分も含めて、今後やはり相談の場所ではございますけれども、そういうふうに通じる職員ですか、そういう部分は市のほうと、今も直営の包括を使って職員で対応しておりますけれども、そういう体制につきましても、今後十分にできるような形を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

野口委員 一番具体的だったのは健康づくりについての調整を聞きました。健康福祉センターとあちこちやっていた、二重だからあっちがやればこっちやらなくていいし、話をつければいいというようなことで。

高齢者福祉課長 済みません。ちょっとそれを忘れていました。

健康づくりにつきましては、確かに包括も一緒にやっておりますし、同じような事業ということもございまして。現在健康福祉センターのほうの担当課と事業については打ち合わせをして、協力できるところは一緒にやろうという体制を整えつつありますので、今後もそうい

うものを多くして、対応ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 この際、委員として質疑を行いたいのので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。

永澤委員 ちょっと教えていただきたいのです。先ほどのご説明の中で、236ページから237ページの一次予防事業費と二次予防事業費が昨年度と変わったといますか、というようなお話があったかと思うのですが、ちょっとその事業内容と、あと両方とも昨年度より減額になっているのですけれども、この要因を教えていただきたいのですが。

福祉部副参事（介護・支援担当） 二次予防事業というのは、以前は介護予防特定高齢者施策事業費ということで、そちらのほうで予算を出していたのですが、要介護の状態となるおそれのある高い状態にあると認められる65歳以上の人が特定高齢者、二次予防を受けるということで、その人に対する把握するためのアンケートとか二次予防事業でやっております。そのほかに、そのチェックリストを行った結果、運動器の機能向上や口腔機能向上等の介護予防に資する内容の事業を市の直営または委託によって行っている形でございます。二次予防事業について、また終了者を対象にフォロー事業等も行っております。

この内容、減額した理由は、以前は二次予防事業に参加するために、二次予防事業対象者把握における生活機能評価というものを行ってまいりました。生活機能評価ですね。それが、やらなくてもいいということになりまして、医師の確認が必要ある人のみそれを行うということで、それが今まで1,800件あったのを100件ということで見積もっておりますので、大幅な減額になっております。

一次予防事業につきましては、これにつきましては介護予防の普及啓発等のためのすべての高齢者対象の運動器の機能向上や栄養改善、認知症予防等の介護予防に資する内容の事業を地域包括支援センターや民間スポーツクラブ等に委託して行っているものでございます。

これにつきましては271万円の減ですが、これも同じように生活機能評価の……失礼しました。いきいき介護予防教室とかそういうを行っていたのですが、1回当たり5万円で行ったものを3万円と減額したための減額でございます。これは、年間、今まで回数を無限でやっていたのですが、今回1包括当たり24回ということで数を減らして行うことになりましたので、その辺で減ったものでございます。

永澤委員 そうしますと、二次予防事業のほうは国のことということでよくわかったのですが、一次予防事業のほうに制限をした理由というのは何かあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

この減額した理由なのですが、実は先ほどご説明した、これは非常に厳しい財政もあるこ

とも理由なのですけれども、500万円を520万円にしたという部分も実はございまして、その増額部分に充てるという意味も1点ございます。

それから、もう一点につきましては、今副参事のほうでお話ししたとおり、今年度は1包括当たり24回という制限を一応設けさせていただいたのですが、これが今年度までやった実績をある程度見させていただきますと、多いところでは1年間に40回ぐらいやっているところがあるのです。確かにやっていただくのは非常によろしいのですが、それが一定の費用のもちろん増額になりますし、果たしてそこまでやる必要があるのかという検証も含めて精査をさせていただいたところでございまして、一定の、これは地域性ももちろん若干はありますけれども、広く高齢者にということを考えますと、各地区同じぐらいのレベルで実施をしたいと、また今年度内容も充実して、筋肉トレーニング等も入れさせていただいて新しい取り組みもございまして、そういう意味も含めまして、この金額は調整をさせた結果、5万円から3万円に落とされたということでございます。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 済みません。もう一点の理由を申し上げます。

これがある意味では最大の理由かもしれませんが、この一次予防を行うのに、当然包括の方もかわりがございます。その回数が多いと、本来業務である相談業務とかそういうものに支障が出る可能性があるということがございましたので、制限を加えました。それが主な理由でございます。

永澤委員 ありがとうございます。ちょっと私勉強不足なのですが、この一次予防事業というのは、スポーツを入れないと要するにいけないとか、ある程度こういう運動がなければ予防事業にならないとかという規定というのがあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 特にこれといった規制といいますか、それはございません。ただし、これは二次予防もそうなのですが、やはり生活するための特に足腰ですか、その機能が衰えるのは高齢者の共通のものになっておりますので、その辺を含めて行うのと、または日常の関係も含めて広くこの事業でやらせていただきたいというふうに思っております。

永澤委員 ありがとうございます。というのは、私も高齢者福祉審議会のほうにずっとかかわってきまして、今後やはり介護保険を利用しない方を、どうやって元気に最後まで介護保険を利用しないでいく方をふやすかというのが大きな介護保険の存続の部分だと思うのです。それに、まさにこの一次予防事業というのがかかわってくるのかなと思うのです。メニューはたくさんあって、私もいろいろお聞きしております。

具体例を挙げますと、やっぱり東金子なんかのお元気なところはもうずっとそこにいるけれども、うちのような宮寺、二本木に関しては、もう特定高齢者と両方、正直うちの母なんかもう何回も要員として駆り出されるみたいな、そういった実態も実はございます。やはり

やればよいというものでもないと思うのです。そこの地域性によって、やはり今までずっと生き生きと高齢者が暮らしていくために、サロンというのが必要であろうという話は幾つも出ていると思うのです。そのサロンというものが、今まで全然どこにも予算化されずに、さまざまな形で、ある意味本当にボランティアの力で、武蔵藤沢台ですか、あそこで2人の方が第1、第3金曜日にもう10時から2時までやっていらっしゃいます。本当に無報酬でやっていらっしゃるのですけれども、こういうところとか、黒須のひだまりとかも何回も見に行っていたかと思うのですけれども、やっぱり財産だと思うのです。それで、そのやろうという気のある方を、確かに公民館事業と反映してのこの予防事業も大切なのですけれども、大きくくくって、例えば今いるところ、こういう中に少しでも広く取り入れられないかなという、予算の中に。取り組めないかなって、予防事業という形で何らか拾えないかなというふうに思うのですけれども、そういうのはちょっと予算的には無理があることなのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

ある意味では非常に難しい問題であるのですけれども、介護保険はご存じのとおりこちらの中にも入っておりますけれども、任意事業でやられる部分ですね。地域支援事業については、給付額の3パーセントという縛りがありますので、予算ではもう60億円でしたら1億8,000万円ぐらいですか、そういう縛りがあるので、予算の中身をよく精査しないと、介護保険の中でやるという部分はなかなか難しい。現実でもこの地域支援事業にかかっている金額は、一般会計から繰り入れを行わないとできないという状態になっておりますので、その辺も含めて、非常にサロンという関係は、二次事業のわいわい探検クラブの後のフォロー事業で今各地域にボランティアさんの団体ができておりまして、今年度まで9つの団体が出ております。終了者の方がそちらのほうで継続してやっていただいているという事実がありますので、そういうものも含めて、確かにおっしゃるとおりサロン化というのは、今後は必要かなというふうには思っておりますので、そういう予算的な面もそうですし、またボランティアさんとかそれに報酬をとる部分も含めて、今後計画の中で、次期計画の中でその辺は考えていくべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成23年度入間市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長     ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告 (午後 4時25分)

委員長     これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

2日間大変ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子

福祉教育常任委員会副委員長 野 口 哲 次